

(仮称) 阿武隈南部風力発電事業
環境影響評価準備書についての
意見の概要と当社の見解

平成 30 年 9 月

エコ・パワー株式会社

目次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日.....	1
(2) 公告の方法.....	1
(3) 縦覧場所.....	2
(4) 縦覧期間.....	2
(5) 縦覧者数.....	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催.....	3
(1) 公告の日及び公告方法.....	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握.....	5
(1) 意見書の提出期間.....	5
(2) 意見書の提出方法.....	5
(3) 意見書の提出状況.....	5
第2章 環境影響評価準備書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解.....	6

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成30年7月6日（金）

(2) 公告の方法

①日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・平成30年7月6日（金）付 福島民友新聞社、福島民報社の全県版

※平成30年7月16日（祝・月）～7月23日（月）に開催する説明会についての公告を含む。

②地方公共団体の広報誌によるお知らせ

下記広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報ひろの7月号（平成30年7月6日（金）発行）（別紙2-1参照）
- ・広報かわうち7月号（平成30年7月1日（日）発行）（別紙2-2参照）

また、下記の広報誌の配布時に「お知らせ」を折込配布した。

- ・広報ならは7月号（平成30年7月1日（日）発行）への折込お知らせ（別紙2-3参照）

③いわき市小川町地区の自治会への回覧によるお知らせ

平成30年6月20日（水）から、福島県いわき市小川町の下記の自治会にて「お知らせ」を回覧した。（別紙3参照）

- ・本郷1区、本郷2区、本郷3区、本郷4区、片石田、福岡、高崎、江田、牛小川、根本、二ツ箭前、横川、内倉、戸渡、下小川、関場、上平1区、上平2区、上平3区、柴原、桐ヶ岡、葉ノ木立、館、相川、上ノ原、淵沢、山ノ入、高萩上、高萩下、下代、駅前、三島、塩田、塩田江田

④インターネットによる公表

平成30年7月6日（金）から、下記のホームページに公表した。

- ・福島県のホームページ（別紙4-1-1～4-1-3参照）

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/eia-zisshianken/eia-anken-law-20.html>

- ・いわき市のホームページ（別紙4-2-1～4-2-2参照）

<http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1450751689820/index.html>

- ・エコ・パワー株式会社のホームページ（別紙4-3-1～4-3-2参照）

<https://www.ecopower.co.jp/assess/abukumananbu2.html>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 8 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

①関係自治体庁舎での縦覧（西庁舎 8 階）

- ・福島県庁生活環境部環境共生課
福島県福島市杉妻町 2-16
- ・いわき市役所本庁舎 1 階市民ロビー
福島県いわき市平字梅本 21
- ・いわき市小川支所
福島県いわき市小川町高萩下川原 15-6
- ・いわき市久之浜・大久支所
福島県いわき市久之浜町久之浜字中町 32
- ・いわき市四倉支所
福島県いわき市四倉町字西 4-11-3
- ・広野町役場復興企画課
福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替 35
- ・檜葉町役場くらし安全対策課
福島県双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂 5-6
- ・川内村役場総務課
双葉郡川内村大字上川内字早渡 11-24

②インターネットの利用による縦覧

- ・エコ・パワー株式会社のホームページ
<https://www.ecopower.co.jp/assess/abukumananbu2.html>

(4) 縦覧期間

- ・縦覧期間：平成 30 年 7 月 6 日（金）から平成 30 年 8 月 6 日（月）まで
（土・日曜日、祝日を除く。）

- ・縦覧時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

関係自治体庁舎での縦覧場所における縦覧者数は 18 件であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第17条の規定に基づき、準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙1、別紙2、別紙3参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

①いわき市社会福祉センター 5階大会議室

(福島県いわき市平字菱川町1-3)

日時：平成30年7月16日(祝・月)14時～16時

来場者数：5名

②郡山市労働福祉会館 2階中ホール

(福島県郡山市虎丸町7-7)

日時：平成30年7月17日(火)18時30分～20時30分

来場者数：0名

③広野町公民館 2階大会議室

(福島県双葉郡広野町中央台1-1)

日時：平成30年7月19日(木)18時30分～20時30分

来場者数：1名

④いわき市立小川公民館 2階講堂

(福島県いわき市小川町上小川字下広門44-2)

日時：平成30年7月20日(金)18時30分～20時30分

来場者数：20名

⑤戸渡集会所

(福島県いわき市小川町上小川字上戸渡40-1)

日時：平成30年7月22日(日)9時～11時

来場者数：13名

⑥檜葉町コミュニティセンター大会議室

(福島県双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂5-4)

日時：平成30年7月22日(日)14時～16時

来場者数：2名

⑦川内村コミュニティセンター 2階大ホール

(福島県双葉郡川内村大字上川内字小山平 15)

日時：平成30年7月23日(月) 18時30分～20時30分

来場者数：3名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境の保全の見地から意見を有する個人または団体等の意見の提出を受け付けた。(意見記入用紙は別紙 5 参照)

(1) 意見書の提出期間

平成 30 年 7 月 6 日 (金) から平成 30 年 8 月 20 日 (月) まで
(郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ①縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ②エコ・パワー株式会社への書面の郵送
- ③エコ・パワー株式会社へのメールによる送付

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は 27 通、意見総数は、93 件であった。

第2章 環境影響評価準備書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第18条の規定に基づく環境影響評価準備書について受け付けた意見書は、27通、意見は93件であった。準備書についての意見の概要並びにこれに対する事業者の見解は、次のとおりである。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解

<超低周波音、放射線、景観>

福島県いわき市在住 A氏、B氏

No.	意見の概要	当社の見解
1	<ul style="list-style-type: none"> ・設置にともない強力な低周波災害が非常に心配される。 ・設置時に放射線量の流出が心配である。加路川に沿って放射物が流出する。それが住宅地に届まり、健康に悪影響をおよぼすことが考えられる。 ・さらに山好きの人には、景観も悪く楽しんで山行ができなくなる。 	<p>「設置に伴う強力な低周波災害」とは、風力発電機の稼働に伴う低周波音が生活に支障を及ぼすのではないかと懸念されてのご意見と解釈させていただきます。</p> <p>現地調査の結果を基に、超低周波音の影響を予測した結果、全ての予測地点でISOの「超低周波音を感じる最小音圧レベル」を十分に下回っております。また、環境省は「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成29年）公表に先立ち、国内外の文献調査、各種実験等を2009年より継続研究した結果では、聞くことができる低周波音は騒音と同様に影響評価することが適切であり、風力発電施設から発生する超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかったとされています。</p> <p>降雨時の濁水の流出を抑えるために沈砂池を設置する等の環境保全措置を講じることで、放射性物質が周辺の河川へ影響を及ぼすことはないものと考えております。</p> <p>景観については、風力発電機の色彩を周囲の環境になじみやすい灰白色とすることや地形の改変面積を最小限にとどめ、造成により生じた法面については緑化に努めるなど影響の回避低減を図ってまいります。</p>

<動物、植物、水質、超低周波音、放射線、景観、災害防止>

福島県いわき市在住 C氏

No.	意見の概要	当社の見解
2	<p>これ程、大規模な環境破壊は困ります。木々の伐採、道路拡幅、動植物への影響、水源の問題、超低周波の影響。(少なくとも一周間の測定が必要)。</p> <p>各地で渡り鳥の被害もおきています。この地の人々の心のより所となる、ニッ箭山、夏井川、背戸峨廊の景観もこわれてしまいます。</p> <p>今、温暖化の影響か、各地でいろいろ災害がおきてるので、土砂崩れなどの心配は大きいし、「可能なかぎり」との表現はあいまいです。</p> <p>放射性物質の対応も心配、このままそっとしておくことが良いと思いますので反対です。</p>	<p>本事業の実施にあたっては、樹木の伐採や道路の拡幅については必要最小限とし、動植物等への影響を可能な限り低減いたします。</p> <p>河川の水質への影響については、降雨時の濁水の流出を抑えるために沈砂池を設置します。沈砂池から河川までは十分に離隔が取れているため、沈砂池からの水は河川に到達する前に土壤に浸透し周辺の河川へ影響が及ばないものと考えております。</p> <p>超低周波音の調査方法については、「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(環境庁、平成12年)及び「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(環境省、平成29年)を参考にして測定しております。測定期間は、4季、各72時間であり、地域の状況を代表する時期、時間帯の測定ができているものと考えております。</p> <p>渡り鳥については、現地調査を実施した結果、昼間、夜間とも渡りの個体自体が多くない場所であると認識しており、有識者からも大きな影響はないのではないかとコメントを頂戴しております。</p> <p>景観については、風力発電機の色は周囲の環境になじみやすい灰白色を採用し、地形の改変面積を最小限にとどめる等により、影響を実行可能な範囲内で低減しております。</p> <p>土砂崩れ等に関しましては、災害が発生しないように安全に十分留意して設計・施工いたします。</p> <p>放射性物質濃度の高い表層土壤を切土する場合には、その表層土壤を速やかに盛土の下層部に移動させ、上部は放射性物質濃度の低い土壤で覆土する等、計画しております。</p>

<景観、放射線、動物、災害防止>

福島県いわき市在住 D氏

No.	意見の概要	当社の見解
3	<p>あまりにも大規模すぎる。景感が損なわれる。一番の心配は放射性物質を含んだ土をすばやく下に埋めもどすなどということが出来るのか疑問である。工事中には雨も降るだろうし、強風が吹くこともあるだろう。たとえ、埋めたとしても、土砂くずれのようなことがおきたら、川に流れこんだり、住宅地の方に押し流される心配はある。最近いろんなところで、大雨による土砂くずれがおきている。保安林を大中に伐採すれば、その危険はますます大きくなる。</p> <p>すべての面において、「<u>実行可能な範囲内</u>」とか、「<u>可能なかぎり</u>」という表現が使われており、絶対に安全が保障されるとは考えられない。</p> <p>私たちは原発事故の放射線、放射性物質にさらされ、ようやく、農作物への心配もうすれてきたところです。それでも風評被害はまだ克服されず、山菜やキノコ類は今でも安全になっていない。</p> <p><u>こんな土地で再び放射能の心配をさせられるのはたまらない。</u></p> <p>せつかくの小川の美しい自然、景観を守りたい。 クマタカなどの希少な生物もいる環境を守っていきたい。</p> <p>自然エネルギーの利用は必要だし、賛成だけれども、今回の計画はあまりにも大規模すぎ。自然を破壊し、危険が大きすぎる。<u>事業に反対です。</u></p>	<p>景観につきましては、風力発電機の色を周囲の環境になじみやすい灰白色とすることや地形の改変面積を最小限にとどめ、造成により生じた法面については緑化に努めるなど影響の回避低減を図らせていただいております。</p> <p>「放射線の量」については、方法書に対する、ご意見を踏まえ準備書から評価項目として追加し、調査、予測及び評価を実施いたしました。</p> <p>環境省が定めた「除染関係ガイドライン」に基づき、放射性物質濃度の高い表層土壌を切土する場合には、その表層土壌を速やかに盛土の下層部に移動させ、上部は放射性物質濃度の低い土壌で覆土する等計画しております。この方法は、環境省や自治体の除染事業において、庭や農地等で多数の実施があります。</p> <p>また、土砂崩れのようなことが発生しないように、安全に配慮し設計・施工いたします。</p> <p>また、クマタカ等の希少種についても、環境省や福島県の文献等や現地調査で現況を把握し、必要な保全措置等を行うことで、影響を回避低減できていると考えています。</p>

<事業計画、植物、景観、その他>

東京都小平市在住 E氏

No.	意見の概要	当社の見解
4	<p>環境の保全の見地からの意見</p> <p>風力発電機設置想定範囲の一部はかなり急峻な尾根の地形である上、地質は風化の激しい花崗岩のところが多く、風力発電機の設置に当たっては事前に安定地盤の分布についてボーリング調査を綿密にし、その結果を環境影響評価書において明らかにするべきである。</p>	<p>風力発電機の設置に当たっては、工事着手前に基礎の設置場所毎に地質調査を実施し、地盤等に問題のないことを確認いたします。</p>
5	<p>風力発電機設置想定範囲には比較的的自然度の高い樹林が広がっており、形質的に他と異なるように見られるミヤマエンレイソウ等の植物の生息も見られることから、土地の切盛りと樹木の伐採は最低限に抑制し、森林との共存を目指した、「パパが作った緑豊かな発電所だぞ。すごいだろう。」と事業者の担当者が家族にも胸を張って紹介できるような発電所の実現を目指すこと。</p> <p>また、対象事業実施区域内には、着生植物であるヤシヤビシヤク等が自生しており、一部の森林が伐開されることにより、その自生地となっている林内の湿度が低下し、その生息が脅かされる懸念が大きいため、工事後もそれらの生息が維持されているか否か、事後調査で確認すること（ヤシヤビシヤクについては、繁殖による個体群維持が問題となるため、生息している各個体の雌雄の別、花粉媒介昆虫を含む受粉結実の状況等の確認すること。）。</p>	<p>現地調査の結果、植生自然度が高い箇所については改変を避けるよう計画いたしました。また、土地の改変についても最小化するよう検討いたしました。実際の工事に際しても、必要以上の改変を行わないよう留意してまいります。</p> <p>有識者の意見では、「ヤシヤビシヤクについては人の手が入った二次林でも出現することがある。一部改変される場所も含まれるが、周りにも生育しているため、本事業実施による影響は顕著ではないと考えられる。」とのご意見をいただいております。事後調査の必要はないものと考えております。</p>

6	<p>ニツ箭山の男体山と女体山は格好の展望地であるが、計画施設の完成により北側の眺望景観が大きく変化する懸念が大きい。ため、風力発電機設置想定範囲最南部に設置する風力発電機の大きさ、設置場所及び塗色等をより当該眺望景観に影響を及ぼさないものとするよう、再検討すること。とにかく灰白色が環境融和塗色なのだという思い込みがあるようであるが、それが本当であるとすれば、その根拠を環境影響評価書の中で具体的に説明すること。それができなければ、模型等を使って様々な色合いを試す等、最善の塗色は何か再検討すべきである。そして、事業者の担当者が彼女にも胸を張って紹介できるような美しい発電所の実現を目指すこと。</p>	<p>ニツ箭山からの景観については、北向きを眺望した場合については視認できる可能性のある風力発電施設 31 基のうち、垂直視野角 5～6 度に該当する風力発電施設は最大 5.0 度の 1 基であり、それ以外の風力発電施設の視野角はこれよりも小さく、また、風力発電施設と並んで送電鉄塔が視認され、風力発電施設の手前にも送電鉄塔がより大きな視野角で視認されており、環境保全措置として、風力発電機の色を周囲の環境になじみやすい灰白色とすることや改変面積や樹木の伐採を最小限とし、切盛法面の緑化に努めることにより景観への影響は実行可能な範囲内で低減が図られているものと考えております。なお、地形的に開けた南向きを眺望した場合の影響はございません。また、環境融和塗色については、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（環境省、平成 25 年）において、複数の塗色と背景との組み合わせによるシミュレーションをもとに灰白色は調和性が高いことが示されております。このような検討事例を評価書において説明するようにいたします。</p>
7	<p>なお、一般からの意見に対する事業者の見解については、いい加減なものには許されない。提起された疑問点については、逐一丁寧に具体的に答えること。そして、応募された意見の中に、「カットイン風速」だの「フェザリング」だの「猿原人村」だの一部のマニアックな人にしか分からないような表現文言が含まれている場合、それに対する事業者見解の中で、その意味を可能な限り誰でも分かるように解説を加えること。</p>	<p>事業者見解については、可能な限り分かりやすく作成いたします。</p>

< 景観 >

福島県川内村在住 F 氏

No.	意見の概要	当社の見解
8	<p>対象事業実施区域周囲の可視領域の中で川内村内 2ヶ所の第五・1-4 図 (8) 及び (9) だけなのか？ 下川内坂シ内諏訪の社公園からも、見えると思うが・・・人がたくさん集まる公園から見えるのはどうか・・・</p>	<p>眺望景観に関する調査・予測地点については、方法書作成の段階で、風力発電機が視認されると考えられる範囲の中で、不特定多数の人が集まる場所の中でも眺望目的で利用する状況のある場所を中心に選定しました。その後、方法書記載の調査地点への意見をふまえて、調査地点を追加し、最終的に準備書に記載の調査・予測地点となりました。なお、ご指摘の下川内坂シ内の「すわの社公園」につきましては、本事業の風力発電機から 9km 以上離れており、垂直視野角は 1 度未満となる見込みです。ですので景観への影響は小さいものと考えます。</p>

No.	意見の概要	当社の見解
9	<p>前略、お疲れ様です。貴「阿武隈南部風力発電事業 環境影響評価準備書」の電子縦覧を拝見させて頂きました。現在東京在住の元いわき市民ですが、以下私見を述べさせて頂きます。</p> <p>[1]結論</p> <p>本事業計画に基づく風力発電機（風車）43機の設置は、以下の理由により、貴準備書の環境保全措置にもかかわらず、景観保護、自然保護の観点から依然問題があるため、本山域での設置計画を中止またはご再考して頂くよう要望します。特に No.19～No.43の風車については、登山ルート上に直接設置される計画のため、最悪本事業計画が実施された場合でも、少なくとも No.19～No.43の風車については、撤去（建設中止）をお願いします。</p> <p>（理由）</p> <p>茱萸平～屹兎屋山～猫鳴山～ニツ箭山に至る登山ルートは、長年石城山岳会が切り開いて維持管理し、県内外の一般市民に広く公開してきた、山岳会会員皆で特別愛着を持って運営してきたホームグラウンドであり、四季を通じて多くの市民に利用されている登山道です。貴資料の第2.2-3 図「対象事業区域の位置及び風力発電機の位置」によると、この登山ルートと風車の位置がほぼびたりと重なります。（特に No.19～No.43の発電機）このまま工事が実施された場合、景観や自然保護問題云々以前に、このルートがダメージを被るのは確実なので、少なくとも No.19～No.43については、撤去（建設中止）をお願いするものです。</p> <p>またこれらの山頂だけでなく、登山ルート上の主要地点から各風車までの距離も数 km 圏内に入り、視野角1度を越えるので、眺望・景観も著しく毀損されることとなります。従い、自然保護景観保護の観点から、この山域への風車設置計画全体を中止して頂くのが望ましいのですが、少なくとも登山道と直接被る No.19～No.43については、撤去を強く要望します。</p> <p>また、貴準備書における景観保護・自然保護の環境保全措置として「風車の色は灰白色とする」「変更面積を最小限にとどめる」「樹木の伐採を最小限とし、切盛法面は緑化に努め、修景を図る」の3点を上げられていますが、後者2文は努力目標なので実効性が疑問であり、また、風車の色を変えるにしても視認性が少し弱まるだけで、天候によってはやはり巨大風車は遠くからでも目立つことには変わりはなく、この3項目だけでは景観及び自然保護対策として不十分なので、当該風車の撤去等の抜本的対策が必要と考えます。</p> <p>（お願い事項）</p> <p>そのため、当計画の風車 No.1～43の設置位置については、貴社と石城山岳会会長とで直接ご調整をお願いいたします。この登山ルートの正確な地図と、当山域における石城山岳会の活動状況については、添付資料（本資料後半）をご参照下さい。</p> <p>※本意見書の添付資料については、著作権等の関係により本準備書への掲載は省略しております。</p>	<p>現地調査に基づいた予測評価の結果、本配置計画は、環境影響について、回避、低減できていると考えております。今後については、可能な限り環境影響を低減するように検討してまいります。</p> <p>風力発電機の設置場所については、登山者の通行を可能な限り妨げないように検討したいと考えておりますが、登山道は国有林内や保安林内に位置していますので、現状の登山道の整備状況等について土地を管理する関係機関等に確認させていただき、配置等検討させていただきます。</p> <p>景観への環境保全措置として、風力発電機の塗色を灰白色とすることについては、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（環境省、平成25年）にも示されています。また、変更面積や樹木の伐採を最小限とし、切盛法面を緑化することによる修景についてはしっかりと取組んでまいります。</p> <p>なお、ご指摘の視野角の評価については、「景観対策ガイドライン（案）」（UHV 送電特別委員会環境部会立地分科会、昭和56年）を参照しており、風力発電機の見え方が、視野角1度を越えたとしても、即、眺望景観が、著しく毀損されるとは考えておりません。</p>

10	<p>[2]各項目毎のコメント（意見） <1>風力発電全般への意見 (1) 第 6.1-1 表(4)No.7「事業者殿の見解」について 「国内の洋上風力の開発については、次のような課題もあり、国内の現状では陸上風力の導入が中心となります」とありますが、洋上風力の課題については、もちろん存じ上げております。特に漁業権との調整は困難な場合も予想されるでしょう。しかし、欧州では、陸上は条件的に恵まれた一部の海岸線や平野部、砂漠地帯などを除くと、景観や自然保護の問題もあることから、洋上風力が主流です。風況の違いや発電コスト、建設上の技術的課題など、あるでしょうけれど、欧州に解決できて、日本には（将来的にも）できないということはないと思います。ご承知のように、既に秋田県など沿岸各地で大きなウインドファームが稼働し、福島県常磐沖でも浮体式洋上風力発電の実験がスタートしております。</p> <p>しかし陸上か洋上かは、風力発電業界全体と行政の課題でしょうから、一民間企業だけでは指針決定は困難と思います。といて、「洋上が利用できないから、陸上で自然破壊を連発して風車設置して構わない」と言うことにはならないと思います。</p> <p>再生エネルギー全体を見てみると、現在の国内の水力発電設備を見直し有効活用するだけで、全原発相当分の電力をまかなえるという主張もあります。書籍「水力発電が日本を救う」元国交相河川局長竹村公太郎著（東洋経済新報社）には、今国内にある全ダムを見直し活用することで、年間 2 兆円超の電力を増やせる、という主張が書かれています。すると、全原発を停止しても、太陽光と水力だけで日本の電力需要は賄えるので、貴重な自然を破壊する陸上風力は不要だ、風力は許容するとしても洋上だけで十分だ、という論拠となります。この他に、まだ実験段階ですが「原発に代わる巨大エネルギー源「黒潮海流発電」が実用化」へという朝日新聞（7/26）の記事などもあります。つまり、敢えて貴重な自然環境を破壊してまで、山間部へ風力発電を設置する必要性は説得力が無いということになります。</p> <p>従って、風力業界さん全体に対しては、特に山間部に設置する場合、他の課題を口実に自然環境破壊と住民健康被害の防止をおごなりにすることのないようお願いするとともに、一国民としてこれからも再生エネルギーの行く末を注視していきたいと考えます。</p>	<p>ご指摘の「洋上が利用できないから陸上で自然破壊を連発して風車設置して構わない」という考えはございません。洋上か陸上かではなく、事業計画毎に環境影響や事業性を評価し、事業化の判断をさせていただいております。</p> <p>本事業は、対象事業実施区域及びその周囲において、環境調査を実施し、その結果をもとに環境への影響の予測・評価を行い、その結果を準備書に記載しております。準備書に対する皆様のご意見を参考にして、さらによりよい事業計画を検討したいと考えております。</p>
11	<p>(2) 第 6.1-1(表 5)No.8「事業者殿の見解」について 貴見解「事業実施の前段階で採算性の検証等を十分に行い、風力発電設備の設置後に問題が起きないように取り組んで参ります」とあります。</p> <p>事業経営については、株式公開会社であれば、損益計算表などの経営データが公開されるでしょうし、単純に考えれば、「収入＝売電価格×売電容量、補助金等」から「支出＝電力系統への接続費、建設費、維持管理費、人件費、固定資産税等」を引けば概略の利益が求められると思います。このため「定められた買い取り単価により、売電価格及び期間が決められており、安定的に事業が行えます」と述べておられますが、すると東京電力さんは風力さんから買い取った電力を適正な価格で一般家庭に供給できるのでしょうか？</p> <p>社会に必要であれば、たとえ赤字の場合でも、税金から補助金等で補填することも否定するわけではありませんが、上記で述べたように、陸上風力の必要性に疑問符がつく上に、自然環境破壊がひどく、健康被害も多発、おまけに高い電力料金を負担させられたり、最終的に赤</p>	<p>本事業は、国の「固定価格買取制度」により電力を売電する予定です。本制度は、電力会社の「電力の適正な価格での一般家庭への供給」に支障をきたす制度ではございませんのでご懸念のような状況は発生しないものと考えております。</p> <p>また、ご認識のとおり、風力発電は大事故に直結する事態は考えにくいですが、本事業の造成等工事に起因し、雨等によって山崩れ等、災害が発生しないように、安全性に十分に配慮し設計・施工いたします。</p>

	<p>宇国債(単純に言うと将来国民が負担する税金)で補填、というのでは、国民にとって踏んだり蹴ったりとなる懸念がある、という意味で申し上げました。このため電力業界の経営的観点からも鑑みて、これからの風力事業の行く末を注視していきたいと考える次第です。</p> <p>また、本論から少しはずれますが、大規模災害やテロ攻撃などの発生時に、原発はメルトダウンなどの大事故を引き起こし、その処理費用はあまりに巨額で、福島第一原発の事故以来、現在東電は実質的に国有化されたに等しい状況です。風力発電の場合は、このような大事故に直結する事態は考えにくいのですが、工事用林道も含めて山稜の森林を大規模伐採することになるので、激烈な集中豪雨による山崩れなどを誘発する危険が懸念されます。</p>	
12	<p><2>「眺望・景観破壊」について</p> <p>(1) 主要な眺望点 第 3.1-30 図について</p> <p>対象として、五社山、木戸ダム、ニツ箭山、背戸岨廊、夏井川、水石山、の地点を選定されておられますが、これに「屹兎屋山」「猫鳴山」「三森山」「登山道上の主要地点」も加えるべきです。第 10.1.7-1 表「主要な眺望点の選定理由」についても同様です。「選定理由」は前項 [1] で項述べたとおりです。</p> <p>でない、山頂だけでなく、登山中に休憩や昼食、或いはテント泊をする主要地点から眺める風景も、人工建築物である巨大風車によって毀損されてしまうことでしょう。</p> <p>この山域に巨大風車を 43 機も設置する計画では、数 km 圏内にほとんどの風車が入って、山頂や登山道からの視野角が 1 度を越えるので、どうやっても、景観破壊、自然破壊は明らかで、色を変える程度では回避や低減は困難となり、抜本的には当該風車を撤去して頂くしかないと考えます。</p> <p>従ってこの山域での事業計画全体を中止してもらうのが最も望ましいのですが、それが不可の場合でも、最低限、登山ルートと直接被る No.19～No.43 については、撤去(建設中止)をお願いしたいと考えます。</p>	<p>眺望景観に関する調査・予測地点については、方法書作成の段階で、風力発電機が視認されると考えられる範囲の中で、不特定多数の人が集まる場所を選定させていただき、その後、方法書記載の調査地点への意見をふまえて、調査地点を追加し、最終的に準備書の調査・予測地点となりました。また、ニツ箭山の調査地点は登山道上の眺望地点である男体山、女体山等を含んでおります。</p> <p>ご指摘の視野角の評価については、「景観対策ガイドライン(案)」(UHV 送電特別委員会環境部会立地分科会、昭和 56 年)を参照しており、風力発電機の見え方が視野角 1 度を超えたとしても、即、眺望景観が、著しく毀損されるとは考えておりません。</p> <p>事業計画は、準備書に対するご意見を踏まえ、より良い計画となるよう検討いたします。</p>
13	<p>(2) 第 10.1.7-5(2)評価の結果(主要な眺望点及び主要な眺望景観)について</p> <p>「以上より、環境保全措置を講じることにより実行可能な範囲で影響の低減が図られている」と記載されています。しかし上述したように、ニツ箭山頂から各風車への眺望視野角は 2.5 度から 5 度になり、環境保全措置といっても色を灰白色にただけでは、曇りの日は目立たなくなるかもしれませんが、晴天の日はやはり目立つことに違いはなく、低減が十分図られているとは考えられません。</p> <p>従ってこの山域での事業計画全体を中止してもらうのが最も望ましいのですが、それが不可の場合でも、最低限、登山ルートと直接被る No.19～No.43 については、撤去(建設中止)をお願いしたいと考えます。</p> <p>(3) 第 10.1.7-5 表(3)評価の結果(主要な眺望点及び主要な眺望景観)について</p> <p>「ニツ箭山」「屹兎屋山」「猫鳴山」について、「環境保全措置を講じることにより、実行可能な範囲内で影響の低減が図られている」と記載があります。</p> <p>これについても前項同様で、十分効果のある環境保全措置とは考えられないので、事業計画全体を中止してもらうか、少なくとも No.19～No.43 については、撤去(建設中止)をお願いしたいと考えます。</p>	<p>ニツ箭山からの景観については、北向きを眺望した場合については視認できる可能性のある風力発電施設 31 基の垂直視野角は、0.5～5.0 度となり、最大 5.0 度に該当する風力発電機は 1 基となります。また、風力発電施設と並んで送電鉄塔が視認され、風力発電施設の手前にも送電鉄塔がより大きな視野角で視認されています。そのため、灰白色の採用等の環境保全措置を講じることにより影響の低減が図られていると考えております。なお、地形的に開けた南向きを眺望した場合の影響はございません。</p> <p>今後についても、可能な限り景観への影響を低減するように検討してまいります。</p>

14	<p>(4) 10.3-8(1263)頁「事後調査を実施することとした理由もしくは事後調査を実施しないこととした理由」について</p> <p>「(6) 景観」、「(7) 人と自然との触れ合いの活動の場」において「実効性のある環境保全措置を講じることから、事後調査は実施しないこととする。」と記載があります。</p> <p>しかしながら前述したように、色を変えるだけとか、法面の緑化に努め修景を図るといった曖昧な貴環境保全措置は効果が甚だ疑問です。それなのに、なぜ事後調査をして確認しないのでしょうか？建設完了後眺望点に立って、景観シミュレーションと一致するかどうか、景観破壊に至っていないか、事後検証は大いに意味があるかと考えるのですが。</p>	<p>環境保全措置として、風力発電機の色を灰白色にすることについては、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」（環境省、平成 25 年）を参照しており、また、切盛法面を緑化することによる修景については実績もあり、これらの環境保全措置の効果に係る知見は十分であると考えております。</p> <p>また、景観のフォトモンタージュに関しては、国土理院の地形メッシュデータが細くなり、精度の高い予測が可能となっていること、実際の現地の写真を用いてフォトモンタージュを作成しており現状把握ができており、風力発電機の形状・色味についても、現時点で想定される機種の情報を使用し、予測内容に反映されていることなどにより、予測の不確実性は小さいものと考え、事後調査は必要ないと考えております。</p>
15	<p>(5) 第 6.1-1(表 6)、(表 7)「環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解」事業者殿見解として「登山道とも共存し、景観とも調和するよう、風力発電機の色彩等にも配慮した事業計画の検討を進めて参ります」「今後登山者との共存を図るため、さらに詳細な事業計画を検討して参ります」とありますので、ご配慮には感謝いたします。そのためにも、[1]結論で述べた要望事項に沿って実施して頂くよう、重ねてお願い申し上げます。</p> <p>また、「茨城県や環境省の指針や規準については、対象とならないものと考えております」とありますが、当山城のすぐ横に隣接して「背戸峨廊」「ニツ箭山」「夏井川溪谷」の有名な観光地があります。「夏井川溪谷」は県立自然公園で、それ以外は県立公園ではありませんが、同じく自然環境が豊かで県内外の一般市民に広く親しまれているこれらの地域は、屹兔屋山から猫鳴山・ニツ箭山に至る事業実施対象地域も含めて、我々登山愛好家の想いとしては、全て実質的に「自然公園」に等しいと考えております。</p> <p>従い、景観保護・自然保護のために用いる指針・規準（評価基準）として、これらを用いることは不自然ではないと考えます。逆に「風車の設置ありき」で、主観的な緩い環境基準を設けて工事を強行し、環境景観保護もなしくずし、ということがないようお願いいたします。</p>	<p>本事業では、今後も、登山道との共存や景観へ配慮した事業計画を検討したいと考えております。なお、風力発電機の設置場所については、登山者の通行を可能な限り妨げないように検討したいと考えておりますが、登山道は国有林や保安林内で整備されていますので、まずは現状の登山道の整備状況等について土地を管理する関係機関等に確認させていただき、配置等検討させていただきます。</p> <p>また、本事業では、福島県及びいわき市の景観条例等に従い、景観に配慮し、事業を進めてまいります。</p>
16	<p><3> 「人と自然の触れ合いの活動の場」について</p> <p>(1) 第 3.1-32 図「人と自然との触れ合いの活動の場の状況」</p> <p>「ニツ箭山」「五社山」の他に、「屹兔屋山」「猫鳴山」「三森山」「登山道上の主要地点」も加えるべきと思います。この山城での石城山岳会や他の市民グループの活動状況については、当資料の後半をご参照下さい。</p>	<p>人と自然の触れ合いの活動の場に関する調査・予測地点については、方法書の段階で、不特定かつ多数の者が利用している場所として、「ニツ箭山」「背戸峨廊」「夏井川溪谷」「五社山」「大滝」「木戸川溪谷」「木戸ダム」を選定させていただきました。なお、「ニツ箭山」の調査地点については、登山道も含んでおります。</p>
17	<p>(2) 第 6.1-1 表(8)No.13 「人と自然の触れ合いについて」</p> <p>背戸峨廊と夏井川溪谷は谷底にあるので、確かに景観上からも影響が及ぶことはほとんどないと考えられます。しかしニツ箭山については、山頂が標高 700m あるので、遠景まで見通しがよく、この山頂から 2km~4km 範囲内に風車 No.19~43 が位置しているので、風車の高さを 180m とすると単純計算で視野角 2.5 度~5 度に相当します。従って、景観保護上からも視野角 1 度を越える風車 No.19~43 については、設置を中止して頂くようお願いいたします。</p>	<p>ニツ箭山からの景観については、北向きを眺望した場合については視認できる可能性のある風力発電施設 31 基の垂直視野角は、0.5~5.0 度となり、最大 5.0 度に該当する風力発電機は 1 基となります。また、風力発電施設と並んで送電鉄塔が視認され、風力発電施設の手前にも送電鉄塔がより大きな視野角で視認されています。そのため、灰白色の採用等の環境保全措置を講じることにより影響の低減が図られていると考えております。なお、地形的に開けた南向きを眺望した場合の影響はございません。また、ご指摘の視野角の評価については、「景観対策ガイドライン（案）」（UHV 送電特別委員会環境部会立地分科会、昭和 56 年）を参照しており、視野角</p>

		<p>1 度を超えることを理由に、風力発電機の設置を中止する必要はないと考えております。</p> <p>なお、準備書における風力発電機の高さは、149.8mと記載させていただいております。</p>
18	<p>(3) 第 6.1-1 表(9)No.16「事業者殿の見解 周辺の景観及び人と自然の触れ合いの活動の場との共存が実現するよう努めて参ります」、No.17「事業者殿の見解 本事業については、周辺の人と自然の触れ合いの活動の場との共存が実現するよう努めて参ります」と記載があるので、誠実なご対応には感謝いたします。</p> <p>しかしながら、本準備書をみると、屹兎屋山～猫鳴山～ニツ箭山に至る登山ルート直上に巨大風車を設置する計画なので、登山道破壊はもろん、自然破壊・景観破壊が甚だしく、我々登山者にとっては「共存」どころではなく、一方的な環境破壊でしかありません。そのため、[1]で述べたように、少なくとも No.19～43 の風車については、設置中止をお願いいたします。</p>	<p>風力発電機の設置場所については、登山者の通行を可能な限り妨げないように検討したいと考えております。</p> <p>登山道は国有林内や保安林内に位置していますので、現状の登山道の整備状況等について土地を管理する関係機関等に確認させていただき、配置等検討させていただきます。</p> <p>現地調査に基づいた予測評価の結果、本配置計画は、環境影響について、回避、低減できていると考えております。今後については、可能な限り環境影響を低減するように検討してまいります。</p>
19	<p>(4) 第 10.1.6-1 表(2)-1「主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状況」について</p> <p>背戸岨廊の僱事状況について、「僱事に関する情報は特段得られなかった」と記載があります。</p> <p>しかし、「背戸岨廊」は石城山岳会や県内外の山岳団体にとって、沢登りのメッカでもあります。</p> <p>また一般市民にとっても春や秋は各職場での芋煮会やバーベキュー等で頻繁に利用されますので、僱事情報がないということは考えられません。いわき市役所や観光案内所に問い合わせたり、ネット検索等でも十分情報は得られると思いますので、再度ご確認されたほうがよいと思うのですが、いかがでしょうか？私自身いわき市に住んでいたときは、何回も背戸岨廊での芋煮会や沢登りイベントに参加しておりましたので、気になった次第です。</p>	<p>背戸岨廊の僱事状況について関係機関に確認いたしました。各職場等、民間企業や個人によるイベントまでは把握できておりませんが、公的機関による不特定多数が集う僱事等の開催は確認されませんでした。芋煮会、バーベキュー及び沢登りについても公的機関主催のイベントは確認できておりません。</p>
20	<p><4>「環境保全措置」と「登山道破壊問題」について</p> <p>(1) 第 10.4-1 表(51)において、環境保全措置すなわち自然環境破壊対策として、「風力発電機の色は、周囲の環境になじみやすい灰白色を採用する」「地形や既存道路等を十分考慮し、改変面積を最小限にとどめる」「樹木の伐採を最小限とし、造成により生じた切盛法面は緑化に努め、修景を図る」が上げられています。</p> <p>しかし、風車の色を灰色にしても、曇りの日に少し目立たなくなる程度で、晴れの日など、やはり遠景から目立つことには変わりないと思います。逆にあまり目立たなくすると、ヘリコプターやドローンと衝突する危険があり、二律背反の問題になってしまいます。</p> <p>また、「改変面積を最小限にとどめ、切盛法面は緑化に努め修景を図る」とありますが、努力目標なのでどこまで修景を図るのか規準が曖昧であり、風車支柱の周りはコンクリートで覆わざるを得ないでしょうし、緑化といっても芝生を植えただけでは生態系復元及び景観保護の効果が不十分と考えます。</p>	<p>自然景観との調和性の高い色として風力発電機の塗色を灰白色とすることについては、「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」(環境省、平成 25 年)にも示されています。また、航空法の定めに基づく標識・投光器を採用いたします。</p> <p>切盛法面の緑化による修景については、コンクリート部分等の緑化に適さない場所を除き、可能な法面は原則として全て緑化する方針です。</p>
21	<p>(2) 第 6.1-1 表(8)No.12「登山道破壊の問題」について</p> <p>実際の工事現場(ヤード)は、下図のようになっています。</p> <p>登山道周辺がこのように破壊されてしまうと思うと、登山者なら誰もぞっとするだろうと思います。たった 1 基でもこれだけの自然環境破壊となるので、「法面を緑化し修景する」というのは具体的にはどうやるのでしょうか？掘った土を元通り全て埋め戻して、伐採された植物も全て埋め戻す以外に、効果的な環境復元はないと思うのですが？従って、貴社の「環境保全措置」の効果</p>	<p>造成によって発生する法面の裸地について植物の種子を吹き付ける方法等により緑化することは、環境保全措置として有効と考えております。</p> <p>また、風力発電施設の設置場所については、登山者の通行を可能な限り妨げないように検討したいと考えておりますが、登山道は国有林内や保安林内に位置していますので、現状の登山道の整備状況等について土地を管理する関係機関等に確認させていただき、配置等検討させていただきます。</p>

	<p>は甚だ疑問です。最も有効確実な環境保全措置は、当該風車は計画から除外する（建設しない）ことだと思います。</p> <p>No.12「事業者殿の見解」にて「今後登山者との共存を図るためさらに詳細な事業計画を検討して参ります」と述べておられますのでご配慮ありがとうございます。</p> <p>ぜひともご計画の風車位置について再検討頂き、少なくとも No.19～43 の風車についてはご撤去頂きますよう、ご検討よろしくお願いたします。</p>	
22	<p><5>超低周波騒音問題、ストロボ問題</p> <p>(1) 第 6.1-1 表(8)No.10「超低周波騒音の問題」、No.11「ストロボ効果の問題」</p> <p>「健康被害を生じたという報告はございません」とあるので、短時間被曝であれば健康被害の問題はないのかもしれませんが。しかし個人差もあり、将来なんらかの条件下で発生する可能性もないとは断定できないので、この問題は引き続きウォッチして行こうと思います。</p> <p>また、今回貴資料で各風車の位置が明確になりました。[1]で述べたように、屹兔屋山～猫鳴山～ニツ箭山の登山ルートは石城山岳会が維持管理するホームグラウンドです。ルート上に登山者がテントを設営してビバーク（野外宿泊）する計画も考えられます。このまま風車建設が実施されると、登山者が巨大風車の直下でテント泊をすることになりますので、健康被害の観点からも、このルートとちょうど重なる No.19～43 の風車については、撤去するか、設置計画から除外するよう、重ねてお願いします。</p>	<p>特定の住宅等に高頻度でシャドーフリッカーが発生した場合に、その住民が不快感を覚える可能性があるため調査を実施しておりますが、登山道沿いで野外宿泊については、その性質上、滞在する期間が短くなると考えられます。また、風力発電施設間は、離隔距離がございますので、風力発電機の直下でテント泊をするケースは限定的と考えられます。登山道の途中の木々に囲まれ、風力発電機までの見通しが悪い場所でテント泊をすることが多くなると考えられます。そのような場所への風車の影の影響は限定的と考えられます。</p> <p>風力発電機の設置場所については、登山者の通行を可能な限り妨げないように検討したいと考えておりますが、登山道は国有林内や保安林内に位置していますので、現状の登山道の整備状況等について土地を管理する関係機関等に確認させていただき、配置等検討させていただきます。</p> <p>ご意見「超低周波音の問題」への見解は、次項にて記載します。</p>
23	<p>(2) 第 6.1-1 表(11)環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解</p> <p>No.24「超低周波・低周波・騒音による被害対応について」について</p> <p>環境省の発表では「超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった」とありますが、行政側ではどうもこの問題の理解が不足しているように見受けられます。可能であれば、風車の直下に、音圧測定器を持ち込んで、実際に数ヶ月くらい住んでみて、どういう健康状態になるのか、体験してみるのも理解を深める一つの方法と思います。</p> <p>一般に、周波数 20Hz 以下の低音は人間の耳には直接聞こえません。人間の耳の聴感特性つまり聞こえる周波数は 20Hz～20kHz の帯域です。従って風車が周波数 20Hz 以下の騒音を発生しても、人間の耳には聞こえず、「知覚閾値を下回る」のは当然です。しかし耳に聞こえなくとも、個人差はあるでしょうけれど、その超低音が圧迫感や振動感の症状につながり、不眠・頭痛・めまい・吐き気などの症状（風車病）を引き起こすという問題です。そのうえ「人の健康に影響を及ぼす知見はなかった」と環境省は結論づけていますが、北海道大学工学研究院松井教授によると、石狩湾新港地区の風発事業者が公表した稼働後の低周波予測値をもとに、圧迫感振動感の発生率を予測したところ、石狩コミュニティウィンドファーム事業(3.2MW 機×7 基)では、2～3km 離れた石狩市花川地区で少なくとも約 300 人が圧迫感振動感を知覚し、睡眠障害や就労困難になる人が現れるという予測結果が出ています。また石狩湾新港洋上力風発電事業(4MW 機×26 基)では、12km 離れた地域でも約 2,000 人に影響が出ると予測されています。</p>	<p>環境省の「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」については、2009 年より全国 29 の風力発電施設の周辺の合計 164 の測定点で得られたデータや、国内及び海外の文献調査を継続研究し、複数の専門家が出した見解を基に作成されており、信頼のおける知見と考えております。</p> <p>また、風力発電機稼働後、超低周波音に対する苦情等が発生した場合については、現地での確認調査を実施すると共に関係者と協議の上、原因の特定に努め、必要な対応・対策を検討するなど誠意をもって対応いたします。</p> <p>なお、「知覚閾値」とは聞えるかどうかの閾値でなく人が感じるかどうかの閾値となりますので、この閾値を下回っていると人は超低周波音を感じないこととなります。</p>

	<p>従ってこの騒音被害を軽く考えていると、後で思わぬ深刻な健康被害に直面する恐れがあります。超低周波騒音による健康被害については、既に web 上で多数の事例が報告されています。個人差もあるので基準値はまだ明確でないようですが、地域の住民からヒヤリングと実地調査で、超低周波音レベルを測定すれば、健康被害との相関関係は調査可能なはずです。</p> <p>そうすれば、実際に低周波騒音被害の生じている地域、静岡県熱川、南伊豆、愛知県伊方町、愛知県田原市、豊橋市、石狩湾などを現地訪問して、実際に計測器により騒音レベルを測定し、新規に風車を設置する場合は、この被害の生じている騒音レベルの少なくとも半分以下（音圧 6dB 以上低い値）になるように、風車設置位置を計画するなどの対策方法も可能なはずです。</p> <p>この件は、既に事業者殿がよくご存じでしょうけれど、その他の対策として、騒音レベルの低い機種を採用する、防振材吸音材で発電機を遮蔽する、位相反転した超低周波音を放射して打ち消す、などが考えられますが、現実的には距離を離す以外、効果的対策は難しそうです。</p> <p>第 6.1-1 表(25)No.60 で事業者殿の見解「配慮すべき施設から 500m の範囲を示し、それらが事業実施想定区域内に含まれていることから、超低周波音についての重大な影響を受ける可能性がある旨を表示しています。そのため方法書段階ではそのような配慮すべき施設の近傍は、あらかじめ除外いたしました。」と記載があります。しかしながら、同じ No.60 意見の概要をみると「愛知県豊橋市細谷風力発電所 1500kW 1 基から 3km の場所に住んでいる男性は、低周波の被害は 2km までと聞いていたのに 3km 離れて苦しんでいる。今でも眠れない日々は続いている。」と記載があるので、上記北海道大学松井教授の予測結果を裏付ける結果と考えられます。</p> <p>そのため、1.5MW 機でさえこんな被害が発生するなら、もっと発電容量の大きい当事業計画の 3MW 機だと、さらに倍の 5~6km 以上、計 43 基ともなるとさらに余裕をみて倍の 10km 以上、住居までの距離を取る必要があると、常識的には考えられます。</p> <p>しかし第 3.2-9 図「配慮が特に必要な施設、及び住宅地等の状況」によると、風車群から 5~6km 圏内にはまだいくつもの住宅があるようなので、この騒音被害が大変心配です。</p> <p>第 6.1-1 表(11)No.24 にて「住民からの苦情につきましては、誠実に対応させていただきます」と記載があります。従い、もし住民や登山者に少しでも健康被害が生じるようであれば、速やかに発生源を特定し、当該原因となった風車については、直ちに撤去することも視野に入れたサポート体制を敷いてフォローして頂くようお願いいたします。</p> <p>この騒音問題については、既に風力事業者様はよくご存じでしょうけれど、ご参考までに、週刊金曜日誌に掲載された記事があるので、添付いたします。よろしければご参照下さい。</p> <p>※本意見書の添付資料については、著作権等の関係により本準備書への掲載は省略しております。</p>	
24	<p><6>その他、風況調査について (1) 風況データについての質問（本項目は質問のみです） 第 3.1-3 表(2)「川内地区気象観測所の気象概況」や、</p>	<p>川内地域気象観測所の風向・風速データは、観測地点で地上 10m の高さで観測されたものです。一方、NEDO の風況マップのデータは、既存データを基にメッシュ毎に代表点を選定しその地点の風況を予測したデータと</p>

<p>第 3.1-2 図(1)で見ると、阿武隈南部地方の年間平均風速データは、ほとんど 0.9~2.2m/s となっています。</p> <p>一方、web で公表されている NEDO 風況マップのデータを見ると、下図のようになっていて、この山域はほぼ 5~6m/s となっています。</p> <p>この両者の乖離は少し大きいように感じますが、なにか理由があるのでしょうか？</p> <p>なお、安定した風力発電には、年平均風速 6m/s 以上必要との見解もありますので、その風速条件でこのマップを見ると、やはり北海道・東北の沿岸部が風力適地と考えられます。</p> <p>ゆえに、貴重な自然遺産でもある当山域に、さほど風況も良くないのに、大規模自然破壊してまで風車設置を進めるのか、なおさら疑問となります。</p> <p>事業実施対象地域を選定するのは、風況データから見ても、少なくとも年平均風速 6m/s 以上の平野部か海岸部または洋上という条件設定が妥当なのではないでしょうか？</p> <p>http://app8.infoc.nedo.go.jp/nedo/webgis?lv1=02</p>	<p>なり、地上高さも 30m 以上の高度のものです。</p> <p>そのため、本件については川内地域気象観測所よりも NEDO 風況マップのデータのほうが実際の風況に近いと考えられます。</p> <p>また、準備書第 2 章の 2.1.2 1.風況に記載しておりますように、対象事業実施区域は、現地での風況調査の結果、年間平均（2016 年 2 月~2017 年 1 月、観測高度 58m）で 7.3m/s が観測されており、風力発電事業の候補地として全国的にも特に風況に恵まれている場所であることが確認されております。</p>
<p>25 [3]まとめ</p> <p>以上の理由により、貴準備書 10.4「環境影響の総合的な評価」において「本事業の計画は適正であると評価する」と記載があることに対して、これでは納得ができません。[1]で述べたとおり、少なくとも No.19~43 の風車については、設置撤回して頂くよう重ねてお願いいたします。</p> <p>以上、大変不躰ながら、一市民、一登山者としての意見を書かせて頂きました。これからも、再生エネルギー事業と自然環境保護の両立について、見守っていきたくと思います。</p>	<p>本事業計画は、準備書 10.2 に記載の環境保全措置を確実に実施することで、実行可能な範囲内で環境影響を回避又は低減できていると考えております。しかしながら、ご意見を参考にさせていただき、引き続き事業計画を検討し、環境への影響を低減するように努力し、再生エネルギー事業と自然環境の保全の両立を図っていきたくと考えております。</p>

<動物>

神奈川県川崎市在住 H 氏

No.	意見の概要	当社の見解
26	<p>■p312 方法書に対する意見について事業者は、「(コウモリ類について) より適切な保全措置の策定の検討を進めて参ります。」と回答したが、p898 及び p908 を見るとコウモリの適切な保全措置の検討は一切行っておらず、進めてもいない。これは欺瞞行為であり、本事業者であるエコ・パワー株式会社、その委託先である「日本気象協会」及び「いであ株式会社」の環境保全に対する姿勢は「適切とは言えない」。</p>	<p>コウモリ類の予測については、「改変による生息環境の減少・喪失・分断」「移動経路の遮断・阻害」「ブレード等への接近・接触」「夜間照明による誘引」の観点から行い、環境保全措置の検討もしております。なお、コウモリ類のブレード等への接触に係る予測については不確実性を伴っていると考えられるため、事後調査を行うこととしております。</p> <p>コウモリ類の環境保全措置に関しては、今後も引き続き国内での最新の知見収集に努めてまいります。</p>
27	<p>■p357 有識者 E の意見をみると、「コウモリの保全措置についてカットイン以下の風速に風車を止めることで衝突のリスクを低減できる」とある。それに対して事業者は、「意見を踏まえて予測及び評価を行った。」と記載している。しかし p898 の保全措置及び p908 の影響予測をみると、自動録音による音声モニタリング調査結果と有識者 E の意見は何一つ反映させていない。</p> <p>「現地調査の解析結果及び有識者 E の意見を『踏まえて』適切に予測しなかった合理的理由」と、「有識者 E のコウモリ類の保全措置に関する意見を完全に無視した合理的理由」をそれぞれ述べよ。</p>	<p>準備書に記載したとおり、10 分間あたりの風速別の出現頻度（10~30kHz の種群）を解析したところ、風速 3m/s 以上になると相対的にコウモリ類の出現が少なくなる傾向にありました。この点是有識者 E から指摘があったとおりです。本事業で採用される風力発電機はカットイン風速が 3.0m/s 及び 3.5m/s であるため一定程度衝突のリスクは低減されていると考えております。一方で、10 分間あたりの出現頻度でも他の風速帯においてもコウモリ類の飛翔が確認されていることから、衝突に関しては不確実性を伴っていると考えられるため、事後調査として死骸調査を実施いたします。事後調査の結果を踏まえ、必要に応じて、環境保全措置を検討することで、コウモリ類への影響を低減していきたい</p>

		と考えております。
28	<p>■事業者は、コウモリの自動録音調査について p715～p751 まで 37 ページにも及ぶ解析をしたが、p908 の予測にはこれらの解析結果を一切反映せず、「本種は（中略）音声モニタリング調査において 10kHz～30kHz の種が高空を飛翔していることが確認されていることから、ブレード等へ接近・接触する可能性が考えられる。ただし本種の衝突に係る既往知見は十分ではないことから、予測には不確実性が伴う」と従来のアセス図書と同じ予測内容を記載している。</p> <p>事業者の行った自動録音調査の解析結果を予測に反映した場合、コウモリ類への影響は明白となり、コウモリに対して稼働制限を含む保全措置をせざるを得ない。そのため事業者は、自らの解析結果には一切触れず、「既往知見の十分さ」という曖昧な定義を持ち出し、それが「適切な環境保全措置をしなくて良い」という根拠に見せかけたのではないのか。</p> <p>■p908 「本種は（中略）音声モニタリング調査においても 10kHz～30kHz の種が高空を飛翔していることが確認されていることから、ブレード等へ接近・接触する可能性が考えられる。ただし本種の衝突に係る既往知見は十分ではないことから、予測には不確実性が伴う」とあるが、なぜ「コウモリの衝突に関する既往知見は少ないことにより、予測には不確実性が伴う」のか？根拠が説明されていない。では「コウモリの衝突に関する既往知見数」が何例あれば「予測が確実」といえるのか？仮に「コウモリの衝突に関する既往知見数」が十分あったとして、必ずしも「確実な予測」ができるとは限らないだろう。なぜなら「予測ができない」のは、事業者が「自らの解析結果を無視した結果」に過ぎないからだ。これは連続性の虚偽を用いた論点のすり替えである。よって、本予測は「適切とは言えない」。</p>	<p>自動録音調査により得られた結果と実際に衝突可能性のある個体数との関係性に係る既往知見は十分ではないと認識しています。</p> <p>今回の現地調査の結果、風速が大きくなると単位時間あたりのコウモリの飛翔が少なくなる傾向が確認できました。ただし、自動録音調査では通過しているコウモリ類の個体数までは把握できないこと、また、自動録音調査で確認された通過事例数と衝突数との関係性は不明である一方で、予測結果に記載したとおり、ブレード等に衝突する可能性がある高度を飛翔していることから、衝突するリスクは考えられます。</p> <p>以上を踏まえ、コウモリ類のブレード等への接触についての事後調査を実施することとしております。</p>
29	<p>■p908 「本種は（中略）音声モニタリング調査においても 10kHz～30kHz の種が高空を飛翔していることが確認されていることから、ブレード等へ接近・接触する可能性が考えられる。ただし本種の衝突に係る既往知見は十分ではないことから、予測には不確実性が伴う」とある。仮に「衝突に係る既往知見が十分でない」としても、「ブレードへ接近・接触（影響）が考えられる（予測される）」ならば、なぜ、「有識者 E の指摘した「フェザリング等の保全措置」を検討しないのか？</p>	<p>準備書に記載したとおり、10 分間あたりの風速別の出現頻度（10～30kHz の種群）を解析したところ、風速 3m/s 以上になると相対的にコウモリ類の出現が少なくなる傾向にありました。この点是有識者 E から指摘があったとおりです。本事業で採用される風力発電機はカットイン風速が 3.0m/s 及び 3.5m/s であるため一定程度衝突のリスクは低減されていると考えております。一方で、10 分間あたりの出現頻度でも他の風速帯においてもコウモリ類の飛翔が確認されていることから、衝突に関しては不確実性を伴っていると考えられるため、事後調査として死骸調査を実施いたします。事後調査の結果を踏まえ、必要に応じて、環境保全措置を検討することで、コウモリ類への影響を低減していきたいと考えております。</p>
30	<p>■事業者は、コウモリの自動録音調査について「本種は（中略）音声モニタリング調査において 10kHz～30kHz の種が高空を飛翔していることが確認されていることから、ブレード等へ接近・接触する可能性が考えられる。ただし本種の衝突に係る既往知見は十分ではないことから、予測には不確実性が伴う」と従来のアセス図書と同じ予測内容を記載している。</p> <p>科学的な根拠がない「主観的な予測をしている」から、事業者の予測は、「不確実性を伴う」のではないのか。</p> <p>「コウモリの衝突に係る既往知見」はすでに国内でも「多数」報告されている。自らの「知識の古さ」を棚上げして、「予測の不確実性」に言及するのは論点のすり替えである。</p>	<p>自動録音調査により得られた結果と実際に衝突可能性のある個体数との関係性に係る既往知見は十分ではないと認識しています。自動録音調査では通過しているコウモリ類の個体数までは把握できないこと、また、自動録音調査で確認された通過事例数と衝突数との関係性は不明である一方で、予測結果に記載したとおり、ブレード等に衝突する可能性がある高度を飛翔していることから、衝突するリスクは考えられます。</p> <p>以上を踏まえ、コウモリ類のブレード等への接触についての事後調査を実施することとしております。</p>

31	<p>■p740 のコウモリの出現率をみると風速 7m/毎秒以下がコウモリの出現が多く、「衝突のリスクが高いこと」は明白だ。よってコウモリの「適切な保全措置」として、カットイン風速は 8m/毎秒とし、風速 7m/毎秒以下はフェザーリングをしてブレードの回転を止めるべきである。</p> <p>適切な環境保全措置とは安全側で行うものではないのか。これ以上コウモリを殺すな。</p>	<p>準備書 p740 に記載しておりますが、10 分間あたりの風速別の出現頻度（10～30kHz の種群）を解析したところ、風速 3m/s 以上になると相対的にコウモリ類の出現が少なくなる傾向にありました。この点は有識者 E からも指摘があったとおりです。本事業で採用される風力発電機はカットイン風速が 3.0m/s 及び 3.5m/s であるため一定程度衝突のリスクは低減されていると考えております。一方で、10 分間あたりの出現頻度でも他の風速帯においてもコウモリ類の飛翔が確認されていることから、衝突に関しては不確実性を伴っていると考えられるため、事後調査として死骸調査を実施いたします。事後調査の結果を踏まえ、必要に応じて、環境保全措置を検討することで、コウモリ類への影響を低減していきたいと考えております。</p>
32	<p>■P1227 回避措置（ライトアップアップの不使用）について</p> <p>「鳥類や昆虫類の衝突・誘引する可能性を低減するため、夜間のライトアップは行わない」とあるが、ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。昆虫類はライトだけでなくナセルから発する熱にも誘引される。またナセルの隙間、ブレードの回転音、タワー周辺の植生や水たまりなどコウモリ類が誘引される要因は様々であることが示唆されている。</p> <p>つまりライトアップは昆虫類を誘引するが、だからといって「ライトアップをしないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回避』」できるわけではない。完全に『回避』できないのでバットストライクという事象、つまり「影響」が発生している。アセスメントでは影響が『回避』できなければ『低減』するのが決まりである。よって、コウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要がある。</p> <p>■回避措置（ライトアップアップの不使用）について 2</p> <p>ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。これについて事業者は「ライトアップアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。</p>	<p>ライトアップを実施しないことで、鳥類や昆虫類、コウモリ類の誘引を低減できる効果はあると考え、環境保全措置として記載しております。</p>
33	<p>■コウモリ類の保全措置（フェザーリング等）を事後調査のあとまで先延ばしにする根拠はなにか</p> <p>事業者の調査結果から対象事業実施区域に重要なコウモリ類が生息することが判明した。定性的予測ならば「コウモリ類への影響がある」のは確実である。「不確実性が伴う」としても、「影響がある」ならば、なぜ「フェザーリング（ブレードの回転制御）等の環境保全措置」の検討を「重要なコウモリ類への著しい影響が生じると判断した際」まで先延ばしにしてよい根拠になるのか？</p> <p>「不確実性を伴うにせよ影響が予測される」ならば、事業者は省令（平成十年六月十二日通商産業省令第五十四号）第二十八条に従い、実行可能な範囲で影響を回避・低減するべきはないのか？</p> <p>第二十八条 特定対象事業に係る環境影響評価を行うに当たり、環境影響がないと判断される場合及び環境影響の程度が極めて小さいと判断される場合以外の場合にあっては、事業者により実行可能な範囲内で選定項目に係る環境要素に及ぶおそれがある環境影響をできる限り回避し、又は低減すること、必要に応じ損なわれる環境の有する価値を代償すること及び当該環境影響に係る環境要素に関して国又は地方公共団体による環境の保全の観点からの施策によって示されている基準又</p>	<p>自動録音調査により得られた結果と実際に衝突可能性がある個体数との関係性に係る既往知見は十分ではないと認識しています。自動録音調査では通過しているコウモリ類の個体数までは把握できないこと、また、上述のとおり自動録音調査で確認された通過事例数と衝突数との関係性は不明である一方で、予測結果に記載したとおり、ブレード等に衝突する可能性がある高度を飛翔していることから、衝突するリスクは考えられます。</p> <p>ただし、準備書に記載したとおり、10 分間あたりの風速別の出現頻度（10～30kHz の種群）を解析したところ、風速 3m/s 以上になると相対的にコウモリ類の出現が少なくなる傾向にありました。この点は有識者 E からも指摘があったとおりです。本事業で採用される風力発電機はカットイン風速が 3.0m/s 及び 3.5m/s であるため一定程度衝突のリスクは低減されていると考えております。一方で、10 分間あたりの出現頻度でも他の風速帯においてもコウモリ類の飛翔が確認されていることから、衝突に関しては不確実性を伴っていると考えられるため、事後調査として死骸調査を実施いたします。事後調査の結果を踏まえ、必要に応じて、環境保全措置を検討することで、コウモリ類への影響を低減していきたいと考えております。</p>

は目標の達成に努めることを目的として環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討するものとする。

■コウモリ類を殺すな

事業者は風車 1 基あたり年間何個体のコウモリを殺すつもりか？そもそもコウモリを殺すことは法律で禁止されている。コウモリが風車で死ぬことを予想しながら「適切な保全措置」をとらないのは、「未必の故意」である。

バットストライクを低減する効果が確認されているのは「カットイン風速を上げること」、「低速風時のフェザーリング」である。「ライトアップをしないこと」はバットストライクの低減効果が確認されていない。

風発事業者ならば法律を遵守しなくてもよいのか？

■国内事例の数は保全措置をしなくてよい根拠にならない

前述の意見について事業者は「国内事例が少ないのでカットイン速度を上げることやフェザーリング（ブレードの回転制御）は実施しない（できない）」などの主張をするかもしれないが、「国内事例が少ない」ことは「保全措置をしなくてもよい」理由にはならず、これは論点のすり替えである。では仮に国内事例が何例以上なら保全措置を実施できるというのか。国内事例が少なくとも保全措置の実施は「技術的に可能」である。

■国内手法の確立は保全措置をしなくてよい根拠にならない

前述の意見について事業者は「国内では手法が確立されていないのでカットイン速度を上げることやフェザーリング（ブレードの回転制御）を実施しない（できない）」などといった主張をするかもしれないが、「カットイン風速をあげることと低風時のフェザーリング」は、バットストライクを低減する効果が科学的に確認されている手法であり、事業者は「技術的に実行可能」である。「国内では手法が確立されていないので保全措置を実施しない」という主張は、「国内の手法の確立」というあいまいな定義をもちだし、それが「保全措置をしなくてもよい」という理由にみせかけた論点のすり替えである。そもそも先行事例はあるので「国内の手法の確立」を待たなくても保全措置の実施は可能であろう。

事業者はコウモリ類への環境保全措置「カットイン速度を上げることとフェザーリング（ブレードの回転制御）の環境保全措置」について「事後調査の後」まで先延ばしにせず、「準備書段階」で検討し、確実に実施すること。

34	<p>■「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない</p> <p>「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引」には「ライトアップをしないことによりバットストライクを低減できる」とは書いていない。同手引きのP3-110～111には「カットイン風速をあげることで、衝突リスクを低下させることができる」と書いてある。欧米の研究で「カットインをあげること」と「低風速時のフェザリング」がバットストライクを低減する効果があることがすでに判明している。</p> <p>■「できる限りのコウモリ類の保全措置」とは「経済的コストの全くかからない方法」か</p> <p>事業者は「環境影響をできる限り回避・低減すべく環境保全措置を実施する」つもりが本当にあるのか？既存資料によればカットイン風速を高く設定し、低速時のフェザリングをすることがバットストライクを低減する効果があることが明らかとなっている。</p> <p>事業者は「収益が減るからカットインを上げるなどの保全措置を実施しない」つもりではないのか？カットインをあげるなどコウモリの保全措置に経済的コストが生じるのは避けられないが、研究によればそれは無視できる程度であることが示されている（年間総出力の1%以下）。</p>	<p>ライトアップを実施しないことで、鳥類や昆虫類、コウモリ類の誘引を低減できる効果はあると考え、環境保全措置として記載しております。</p> <p>また、準備書に記載したとおり、10分間あたりの風速別の出現頻度（10～30kHzの種群）を解析したところ、風速3m/s以上になると相対的にコウモリ類の出現が少なくなる傾向にありました。この点は有識者Eからも指摘があったとおりです。本事業で採用される風力発電機はカットイン風速が3.0m/s及び3.5m/sであるため一定程度衝突のリスクは低減されていると考えております。一方で、10分間あたりの出現頻度でも他の風速帯においてもコウモリ類の飛翔が確認されていることから、衝突に関しては不確実性を伴っていると考えられるため、事後調査として死骸調査を実施いたします。事後調査の結果を踏まえ、必要に応じて、環境保全措置を検討することで、コウモリ類への影響を低減していきたいと考えております。</p>
35	<p>■コウモリ類の事後調査について</p> <p>事業者は、最新の科学的知見に従い、コウモリの保全措置を安全側で実施し、「その上で」科学的かつ透明性の高い事後調査を実施すること。</p> <p>コウモリの事後調査は、「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べることで、コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必須である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候も記録すること。</p> <p>■コウモリの活動量調査は事前と事後で比較しないと意味がない</p> <p>高空におけるコウモリ類の活動量は、事前と事後比較のため、同様のスペックで調査を実施する必要がある。</p>	<p>コウモリ類の事後調査の計画としては、バットストライクによるコウモリ類の死骸の有無の調査をすることとしております。</p>
36	<p>■コウモリ類の保全措置について</p> <p>国内では2010年からバットストライクが確認されており（環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発電施設バードストライク防止策実証業務報告書）、「鳥類等に関する風力風発電施設立地適正化のための手引き（環境省、2011）」にもコウモリ類の保全措置が記載されている。「コウモリの保全措置が検討されはじめた」のは最近の出来事ではない。</p>	<p>「コウモリの保全措置が検討されはじめた」のは最近の出来事という認識はございませんが、コウモリ類の生態には未知の部分が多いため、今後も最新の国内での知見を収集してまいります。</p>
37	<p>■コウモリ類の事後調査について</p> <p>コウモリ類の死体は小さいため、カラスや中型哺乳類などにより持ち去られて短時間で消失してしまう。コウモリについては最低でも月4回以上の死体探索を行うべきだ。事業者は「生物調査員による事後調査は月に2回とし、あと2回は定期点検のついでにおこなう」するつもりかもしれないが、定期点検をする者と生物調査員とではコウモリ類の死体発見率が全く異なることが予想される。よって、「コウモリの死体消失率」、「定期点検者と生物調査員それぞれのコウモリ類の死体発見率」を示すこと。</p>	<p>準備書に記載しているとおり、調査頻度は原則毎週1回を想定しております。</p> <p>コウモリ類の死骸の有無については、専門知識を有する調査員の指導を受け、調査を実施いたします。</p>

38	<p>■専門家へのヒアリング年月日が記載されていない。 専門家ヒアリングは適切な時期に実施するべきだが、年月日が記載していなければ適切な時期にヒアリングを実施したのか閲覧者は判断できない。よってヒアリング年月日を記載するべきではないのか。</p>	<p>専門家へのヒアリングの実施年月について、評価書において追記するようにいたします。</p>
39	<p>■住民等の個人情報について 準備書に、住民等意見者の個人情報（住所）を記載した根拠を述べよ。個人情報の開示に関し、住民の了承を得たのか。</p>	<p>準備書 6.1.2「方法書についての住民等の意見の概要及び事業者の見解」において、意見をいただいた住民の皆様様の住所の区市町村までを記載いたしました。氏名についてはA氏等のアルファベットの表記としており、特定の個人が識別されないように配慮しています。個人情報を保護しながら、可能な範囲で多くの情報を準備書の読者に提供するため、記載させていただきました。</p>
40	<p>■意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。 事業者見解には、意見書を全文公開すること。</p>	<p>本意見書記載のご意見は、原則として要約をせずに全文を記載するようにしております。</p>

<災害防止、水質、超低周波音>

福島県いわき市在住 I氏

No.	意見の概要	当社の見解
41	<p>・遠野町入遠野地区に現在2箇所風力発電事業が計画されています。住民として今回阿武隈南部風力発電事業には反対です。 <u>理由</u> ・風車が立てられる予定地は地盤が不安定で、土砂災害や水の災害が考えられる。 西日本の災害を見ても想定外のことがこれから起こることは否めない。 ・市の水道が普及されていない地区もあり生活水や飲料水の汚染も考えられる。 ・低周波や超低周波による被災も考えられる。 ・地区住民の意見を尊重することを望みます。</p>	<p>・土砂災害等に関しましては、災害が発生しないように安全に十分留意して設計・施工いたします。 ・本事業は土地の改変や樹木の伐採を最小限に留める計画としており、水源への大きな影響は、発生しないと考えております。 ・準備書における超低周波音の予測結果（G特性音圧レベル）については、ISOの「超低周波音を感じる最小音圧レベル」と比較することで評価を行っておりますが、予測結果は、全ての予測地点でISOの「超低周波音を感じる最小音圧レベル」を十分に下回っております。 今後も住民の皆様からご意見をいただきながら、事業計画を検討してまいります。</p>

<事業計画、災害防止、水質>

福島県いわき市在住 J氏

No.	意見の概要	当社の見解
42	<p>先日、説明を聞きました。 私は原子力発電を考えれば風力発電には賛成できるものがありますが説明がメリットの説明ばかりでデメリットの説明がちょっと（バードストライク）口頭で話すだけでほとんどなく説明がありませんでした。地元（市民）にとっていちばん関心のあるところでデメリットもはっきり説明しないと不安がつるばかりで判断ができません。両面をはっきり説明して意見を求めるべきです。 また、説明に具体的な説明はなかったが地元への貢献の文言がありました減価償却は20年とのことですが、費用対効果（B/C）には地元への効果は何%くらい含まれ具体的に何を貢献されるのでしょうか。</p>	<p>準備書の住民説明会では現地調査、予測及び評価の結果をまとめたものをご説明させていただきました。 本事業では、準備書に記載した環境保全措置を確実に実施することとしており、総合的な評価として、実行可能な範囲内で環境影響を回避又は低減しており、国又は地方公共団体が定めている環境基準及び環境目標等の維持・達成に支障を及ぼすものではないものと考えておりますが、環境への影響を低減するように引き続き事業計画を検討いたします。 地元への貢献策につきましては、今後、事業計画を進めていく中で、周辺地域の皆様と意見交換を行い、地域に必要とされる貢献策を具体的に考えてまいります。</p>

No.	意見の概要	当社の見解
43	<p>近年は想定外の降雨があり各地で相当の被害を受けており搬出路等林地開発による林地崩壊が危惧される。当該には県立公園の背戸峨廊がありいわき市の生活水である夏井川へと流れます。</p> <p>事業中は林地の保全に努めるものと思いますが事業撤退後の保全が大変心配です。事業終了後の保全についてはどう考えておられますか。</p> <p>説明会が 1、2 回で終わることなく地元にも少しでも理解を得るよう足を運んでいただきたい。</p>	<p>林地の開発に関しましては、土砂崩れ等が発生しないように安全に十分留意して設計・施工いたします。</p> <p>風力発電事業を終了する場合については、廃止した風力発電施設は撤去し、植林等の環境回復措置を行います。</p> <p>地元の皆様に対しては、本事業への理解をしていただくために、今後とも事業についての説明をさせていただきたいと考えております。</p>

<動物>

福島県いわき市在住 K 氏

No.	意見の概要	当社の見解
44	<p>日本野鳥の会いわき支部は、いわき市内で唯一の繁殖地となっている A や B の生息環境を保護するという当支部の要望に応じて頂くため、(仮称)阿武隈南部風力発電事業の設置事業者であるエコ・パワー株式会社、および環境影響評価の請負業者である日本気象協会との間で、幾度となく協議を重ねて来ました。</p> <p>このたびの環境影響評価準備書で、当支部と日本気象協会とが調査してきた A と B の分布図が明記され、屹兔屋山山頂周辺から猫鳴山に至る縦走ルート上に数多く分布するという結果が明らかになり、事業計画域に生息する両種の好適生息地が記載されました。</p> <p>今回の評価準備書では、計画域に 43 基の風車を設置し最大で 146,200kw の風力発電出力を記載していますが、福島県が「阿武隈地域で風力発電を行う事業者の公募について(仮事業者選定公募・本事業者選定公募)」＝添付資料(一部抜粋)＝によれば、C 区域の仮事業者であるエコ・パワー(株)が仮事業者公募申請時に記載したのは、50 基で 100,000kw の出力とあります。</p> <p>であれば、評価準備書に記載された風力発電機の単機出力 3,200～3,400kw からしても、屹兔屋山から猫鳴山への縦走ルート上に設置計画のある風車 12 基の配置計画を撤回したとしても、残りの 31 基があれば 100,000kw は何とか達成できるのではないのでしょうか。したがって 31 基の配置を見直すことによって地域住民からの要望に応えることも可能となり、また当支部が求める A や B の生息環境を保護するという目的も達成できるものと考えます。</p> <p>そこで当支部は、いわき市で唯一の A と B の繁殖地である屹兔屋山から猫鳴山へ至る縦走ルート上への風車配置計画撤回を求めるとともに、貴社が環境に優しい最大限の配慮ができる事業者として歩まれることを切に願い、エコ・パワー株式会社に対し意見を提出するものであります。</p> <p>※本意見書の添付資料については、自治体管理の文書であるため本準備書への掲載は省略しております。</p> <p>※意見者の意向により、個々の鳥類の種名を太字のアルファベットに置き換えています。</p>	<p>貴会との協働調査の結果、両種の生息状況が的確に把握できました。</p> <p>事業計画に関しては、風力発電において欠かすことができない風況の条件や造成等の施工に係わる地形条件、加えて重要な種等の生物の生息状況、近隣住宅等との関係性、いただいたご意見等を踏まえ、今後も引き続き多角的に詳細な検討を行い、最適な事業計画になるよう努めてまいりたいと考えております。環境影響低減に向け、今後も引き続き協議の場を持たせていただきながら、環境影響評価手続を進めて行ければと考えております。</p>

<人と自然との触れ合いの活動の場、事業計画、災害防止、水質、騒音、超低周波音、風車の影、動物、景観>

福島県いわき市在住 L氏

No.	意見の概要	当社の見解
45	<p>1 縦覧、説明会について</p> <p>(仮称)阿武隈南部風力発電の環境影響評価準備方法書の縦覧がされました。しかし、私たちのような一般人が、この膨大な資料を読み解くことは困難です。電子縦覧もされているが期間を過ぎるとみることができません。電子縦覧は期間が過ぎても見られるようにすること。</p> <p>住民の不安を解消するのが対話であり、情報公開です。説明会は質問に対しほとんどが「問題なし」の回答で住民の知りたいことに十分に答えているとは言えません。</p>	<p>準備書の縦覧に関しては、準備書とともに、内容を要約した要約書も作成しました。また、縦覧場所には、配布資料として準備書のあらましも置かせていただきました。電子縦覧の縦覧期間に関しましては、現地で縦覧させていただいている準備書図書との縦覧期間と合わせるようにしております。</p> <p>地元の皆様に対しては、本事業への理解をしていただき、不安等を解消していくためにも、今後とも必要に応じて事業についての説明をさせていただきたいと考えております。</p>
46	<p>2 地域の活性化への貢献とは具体的に何か</p> <p>地元自治体の税込増加(操業期間に亘る固定資産税)と地方交付税が減額について、地元雇用について、観光への影響について具体的に示されていません。</p>	<p>地域の活性化への貢献につきましては準備書 P302 に意見への事業者の見解として示させていただいております。より具体的には、今後関係地域の皆様や各関係機関と協議の上、地元地域のご要望を把握した上で、地域貢献の具体化に取り組んでまいります。</p>
47	<p>3 工事について</p> <p>基礎工事・道路工事の規模、残土処理は検討中というのは、納得できるものではありません。</p>	<p>準備書には工事や設備等に関する概要を記載させていただいておりますが、より詳細な工事計画については、今後検討を進めて具体化してまいります。また、切土、掘削工事に伴う発生土は、埋戻し、盛土及び敷き均しに利用し、残土は発生させないように努めます。</p>
48	<p>4 水源保護について</p> <p>大規模な自然破壊を伴い異常気象、大雨が心配である。土石流の不安が解消されません。水質だけでなく流量について、水源が確保されるのか、水道水等への影響、不慮の事故の対応を明らかにされていません。</p>	<p>土砂災害等に関しましては、災害が発生しないように安全に十分留意して設計・施工いたします。また、事業による森林の伐採等は必要最小限とするため、森林が持つ水源の涵養機能への影響は小さいものと考えております。事業実施にともない、いわき市内に管理事務所を開設する予定ですので、不慮の事故が発生した場合については、迅速に対応する体制を整備いたします。</p>
49	<p>5 超低周波・低周波・騒音による被害対応について</p> <p>環境庁が発表した「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」では「健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかった。」とされていますが、超低周波・騒音等の参考値は安全値ではありません。</p> <p>3kmより遠くの住民にも被害をもたらしている。3km以内には建設すべきでない。発電機から500m以内、1km以内、2km以内、3km以内の人家戸数を明らかにし、被害が発生した場合の運転停止を含め、速やかな対応約束すること。</p>	<p>準備書における、風力発電機の稼働に伴う騒音の予測結果は、全ての予測地点で「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成29年)の指針値を下回っております。また、超低周波音の予測結果(G特性音圧レベル)については、ISOの「超低周波音を感じる最小音圧レベル」と比較することで評価を行っておりますが、予測結果は、全ての予測地点でISOの「超低周波音を感じる最小音圧レベル」を十分に下回っております。</p> <p>なお、地図や現地確認等で住宅等を確認したところ、準備書の風力発電機の位置から1km以内は0軒、2km以内は6軒、3km以内は120軒程度となっており、最寄の住宅までの距離は、約1.1kmとなっております。</p> <p>また、風力発電機稼働後、超低周波音・騒音等に対する苦情等が発生した場合については、現地での確認調査を実施すると共に関係者と協議の上、原因の特定に努め、本事業に起因する場合は必要な対応・対策を検討・実行するなど誠意をもって対応いたします。</p>
50	<p>6 風力発電の影について</p> <p>不快感を覚えることが懸念されるが、具体的に説明されていません。</p>	<p>風力発電所の近隣に住宅等が存在する場合、長時間頻繁に風力発電機の影がかかる場合、影の明暗により住民が不快感を覚えることが懸念されます。</p>

51	<p>7 野生生物・家畜への影響について</p> <p>原発事故以来イノシシが増えている。イノシシが風力発電により凶暴化し人的被害もあるとの報告もあるが、イノシシへの影響、家畜への影響を明らかにすること。</p>	<p>イノシシが風力発電により凶暴化する等について、科学的見知からの報告はないものと認識しております。また、弊社では日本各地で風力発電所を設置・運転しておりますが、そのようなイノシシや家畜への影響についてはこれまで認められておらず、近隣住民からもそのようなご意見は頂戴しておりません。これらの状況を考え合わせると、大型哺乳類や家畜等に係る風力発電機設置によるご懸念のような重大な影響は生じていないものと考えております。</p>
52	<p>8 有効な発電はできるのか</p> <p>自然エネルギー普及、そのためにこの地区に風力発電をお願いするのが趣旨。発電実績を公表していないのはなぜか？発電状況は公表しないということであれば、自然エネルギーとしての風力発電がどの位役立つのか、役立たないのか判断のしようがありません。年平均でなく、春夏秋冬と8月の13～16時の風況と、どのくらいの温室ガス削減になるのか公表すること。</p>	<p>個々の発電所の発電実績については、重要な営業情報となるため、原則として公表しておりませんが、毎年度、国には報告しています。</p> <p>温室効果ガス削減効果については、本地点での設備利用率を25%、発電所出力146,200kWと仮定すると、年間の発電量予測が320,178,000kWhとなり、165,852t-CO₂/年の効果となります。</p> <p>季節毎の、観測高度58mでの実測結果は、春季(2016年3月～2016年5月)の平均風速7.7m/s、夏季(2016年6月～2016年8月)の平均風速は6.1m/s、秋季(2016年9月～2016年11月)の平均風速は6.8m/s、冬季(2016年2月、2016年12月、2017年1月)の平均風速は8.5m/s、となっております。また、2016年8月の13時～16時の平均風速は、6.7m/sとなっており、風力発電に適した風況が確認できています。</p>
53	<p>9 安全対策について</p> <p>落雷や強風、積雪凍結等による風力発電機の破損・倒壊事故が発生しており、近年、気象変動による土砂災害が増加する傾向にあることから、安全対策や万が一事故が発生した場合の復旧方法を具体的に示されていない。</p>	<p>風力発電機は、落雷対策や耐風速等について電気事業法による工事計画の審査が義務付けられ、厳格な建設の許可条件をクリアして安全上問題のないように建設します。雷については、落雷に強い風力発電機の採用や、必要に応じて雷雲接近時に風力発電機を停止する等の対策を実施する計画です。また、いわき市内に管理事務所を開設し、日常点検や定期点検により予防保全に努め、万が一の事故発生時については、迅速に対応し復旧する体制を整備するよう検討いたします。</p>
54	<p>10 景観、自然との触れ合いの場について</p> <p>「住民の生活領域における各風力発電機の垂直見込角ができるだけ、2度を超えることのないように、風力発電機の配置を計画すること」とされていますがここで言っている垂直見込角は鉄塔の基準です。鉄塔と風力発電機では見え方が大きく違います。</p> <p>茨城県「自然公園における風力発電施設の新築および増築に関わる許可措置命令指導指針」における「視野角1度未満」「視野占有率0.02%未満」を準用すべきです。</p> <p>工事対象山城のうち、特に「屹兎屋山からニツ箭山にかけての山城」は、石城山岳会が維持管理して一般市民に提供し、広く県内外の市民に親しまれている登山コースです。風光明媚であり、自然環境の豊かな山城なので、景観破壊・自然破壊・登山道破壊となるこの山城への大規模風力発電設置は断固反対です。</p>	<p>風力発電機の景観への影響の評価は、似たような塔状の構造物である「鉄塔」の見え方(垂直視野角)に関する知見が環境省から参考として紹介されております。準備書ではこれを参考に風力発電機の垂直視野角の見え方の評価を行っております。</p> <p>風力発電機の設置場所については、登山者の通行を可能な限り妨げないように検討したいと考えておりますが、登山道は国有林内や保安林内に位置していますので、現状の登山道の整備状況等について土地を管理する関係機関等に確認させていただき、配置等検討させていただきます。</p>
55	<p>11 管理会社について</p> <p>維持管理会社の倒産もあり得、そのリスク対応。故障、事故等で使用できない場合や風力発電耐用年数20年経過後、撤去・現状復帰、山林復元、責任の明文化を求めます。</p>	<p>本事業は固定価格買取制度により、20年間の売電単価が決められています。発電原価は発電燃料が必要ないため、建設費と維持管理費がほとんどとなりますので発電所が運転開始すれば、安定した事業運営をすることができます。また、いわき市内に管理事務所を開設する予定ですので、事故発生時については、迅速に対応し復旧する体制を整備いたします。</p> <p>そのため、発電所が途中で稼働できなくなるリスクは低くなっております。</p> <p>風力発電機は、主要な構造体の設計寿命が最低20年以上となっております。20年経過後については、その時の設備機器の状況によりますが、必要な保守修繕をし</p>

		ながら発電所を継続すること、発電所を撤去し事業を完了させること、また、最新の風力発電機に建替えることが考えられます。事業を終了する場合には、廃止した風力発電施設は撤去し、植林等を実施させていただきます。
56	<p>12 総合的な意見</p> <p>事業者の説明は「問題なし、問題あれば検討します。」のあいまいな表現は「善処してくれる」と誤解を与えて納得させており、不安の解消はされていません。</p> <p>地元へのメリットは全くなく、我慢と犠牲が強いられ、事業終了の20年後、残るのは廃物となった施設と自然破壊のみとなる可能性が極めて大きい。</p> <p>福島県の集計でも登山など自然を体感できる地域を訪れる観光客は増加しており、この計画は「山の資源を生かし観光交流人口を増やそう」と努力しているいわき市の施策とも矛盾するものです。水道水源保護地域となっており、この地域に風力発電は建設すべきではありません。</p>	<p>地元への貢献策につきましては、今後、事業計画の検討を進めていく中で、周辺地域の皆様と意見交換を行い、地域に必要とされる貢献策を具体的に考えてまいります。事業を終了する場合には、廃止した風力発電施設は撤去いたします。</p> <p>地域の観光に関しても貢献できるように検討を進めてまいります。また、森林の水源涵養機能に大きな影響を及ぼさないよう、森林の開発面積は必要最小限となるように計画してまいります。</p>

<事業計画、動物、植物、生態系、災害防止、水質、超低周波音、人と自然との触れ合いの活動の場、景観>

福島県いわき市在住 M氏

No.	意見の概要	当社の見解
57	<p>近隣住民ではないが、近くに風力発電計画のある市内の山間部に住むものとして意見を述べたい。</p> <p>まず、これだけの面積の尾根沿いに巨大な風車を40基以上も設置することがどれだけ大規模な自然破壊につながるものか、考えただけでも恐ろしい計画だ。しかも、西にはJR東日本が計画する「(仮称)神楽山風力発電事業」が控えており、ふたつ合わせるとこの地域の自然が完膚なきまでに破壊されるだろう。</p>	<p>本事業では、動物、植物及び生態系の自然環境に関しても現地調査、予測及び評価を行い、準備書に記載した環境保全措置を確実に実施することにより、実行可能な範囲内で影響を回避又は低減しているものと考えておりますが、引き続き事業計画を検討し、環境への影響を低減するよう努めます。</p>
58	<p>まず懸念されるのが土砂災害の危険である。事業計画地には土石流危険箇所や土砂災害警戒区域はほとんど含まれていないが、この地域の地質は主に花崗岩であり、昨今豪雨災害で甚大な被害を繰り返している広島とほぼ同じである。広島豪雨の航空写真を見ると、尾根から崩れているものも多数あり、風力発電事業の風車設置と搬入路施設の工事による地形の壊変が土砂災害の危険を著しく増大させることは明らかだ。何かあった場合、どこがどう責任を取るのか明らかにしなくては住民の不安はなくなるだろう。</p>	<p>土砂災害等に関しましては、土石流等のような災害が発生しないように安全に十分留意して設計・施工いたします。</p>
59	<p>また、計画地は多くの水系の上流となっており、ふもとで水道水源となっているところもあるため、工事中はもちろん、工事終了後も植生が回復するまで雨の後の水質汚濁は続くことが予想される。源水の濁りが多いと、水質に影響が出る可能性もある。また、事業終了後に現状復帰した後も同じように水質汚濁が続く可能性もあるが、その場合の事業者のかかわりも不明である。</p>	<p>工事中の河川の水質への影響については、降雨時の濁水の流出を抑えるために沈砂池を設置します。沈砂池から河川までは十分に離隔が取れているため、沈砂池からの水は河川に到達する前に、土壤に浸透し、周辺の河川へ影響が及ばないものと考えております。また、早期緑化に努め、工事終了後も沈砂池は設置したままとする計画です。したがって、河川への水質に影響を及ぼすことはないと考えております。</p>
60	<p>この他、風電計画において多くの住民が心配していることに低周波・超低周波音の問題がある。事業者側は環境省の参照値やISOの基準を上げて、人体を感じる値よりもはるかに低いとしているが、感じないからといって影響がないとは言えないのは放射線の事を考えても明らかであるし、音(空気振動といったほうがいいかもしれない)の影響は個人差がかなり大きいということなので、相当程度余裕を持って人家から離すべきで(概ね</p>	<p>準備書の超低周波音の予測結果では、風力発電機が最も近い住宅で約1.1kmの距離がありますが、この地点についてもISOの超低周波音を感じる最小音圧レベルを十分下回っており、影響は小さいものと考えております。また、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成29年)では、風力発電施設から発生する超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ることで、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られ</p>

	3km 以上)、心身への悪影響が報告されたらすぐに風車を止めるなどの措置を住民との約束にしないではいけないと考える。	ず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかったとされています。 なお、風力発電機稼働後、超低周波音に対する苦情等が発生した場合については、現地での確認調査を実施すると共に関係者と協議の上、原因の特定に努め、本事業に起因する場合は対応・対策を検討・実行するなど誠意をもって対応いたします。
61	さらにこの事業の南には岩登りの名所として名高いニツ箭山があり、南西部には草野心平が名付け親として有名な景勝地・背戸岨廊がある。いわきの山間部では特に有名な2つの観光地の近くに巨大な風力を作るといのはいわき市民をバカにしたものではないだろうか？こんなものを作られたら、観光客ががっかりして二度と来なくなる可能性もあり、この点だけみても計画は撤回していただきたい。	背戸岨廊からの景観については、準備書の予測結果では、風力発電機は視認されません。また、ニツ箭山からの景観については、北向きを眺望した場合については視認できる可能性のある風力発電施設 31 基の垂直視野角は、0.5～5.0 度となり、最大 5.0 度に該当する風力発電機は 1 基となります。また、風力発電施設と並んで送電鉄塔が視認され、風力発電施設の手前にも送電鉄塔がより大きな視野角で視認されています。そのため、灰白色の採用等の環境保全措置を講じることにより影響の低減が図られていると考えております。なお、地形的に開けた南向きを眺望した場合の影響はございません。
62	あと、付け加えて言うなら、これだけの膨大な書類を僅かな縦覧期間の中、印刷もダウンロードもできない条件で検討するというのは、最初から住民の理解を得ようと考えていないとしか思えない。もっと検討しやすくすべきで、さらに地図をコピーするのに国土地理院の許可を取れなどとは、どう考えてもおかしいではないか。国土地理院の地図は公開されているし、複製は自分で利用する場合は著作権で保護されているものでも認められており、住民の検討を妨害するための脅しとしか思えない。これだけ見ても事業者を信頼するのは難しいという他ない。大切な市内の自然を大きく破壊する計画はまっぴら御免こうむりたい。私達福島県は首都圏の電力植民地ではないのである。	準備書の縦覧に関しては、自治体の庁舎 8 箇所で図書縦覧を行いました。準備書とともに内容を要約した要約書も作成し、縦覧いたしました。また、縦覧場所には、配布資料として準備書のあらましも置かせていただきました。電子縦覧は 24 時間可能とし、縦覧期間に関しましては、準備書図書の縦覧期間と合わせるようにしております。 なお、電子縦覧では、無断での資料の改変及び二次利用等を防止する為、印刷やダウンロードは制限させていただきました。

< 景観 >

福島県いわき市在住 N 氏

No.	意見の概要	当社の見解
63	私有地内の 2 軒の家を利用して生活しておる者です。母屋の正面縁側で毎日数時間山と空を眺めながら読書の日々を送っています。その正面の視界の山空に風車 No.3・4・5・9 が見え立つとのことですが、NO.3・4・5 これは景観風車の威圧感そしてダイレクトにこちらに向って来るような風音感に耐えられそうもなくどうしても容認することが出来ません（見えなければ良いのです ずらすとか・・・） それと村民として NO.1～5 村内の中心から景観の悪さからいってやめていただきたいのです。 宜しく考慮 検討してみてください	本事業計画は、周辺の住宅を含め、生活環境への影響を考慮し、風力発電機の設置場所を検討しておりますが、今後も、ご意見をふまへ景観への影響については、可能なかぎり小さくするよう対策を検討し、風力発電機の配置や基数についても検討を重ねてまいります。

No.	意見の概要	当社の見解
64	<p>福島県内の自然再生エネルギー利用の状況といわきの大規模風力発電計画の地域環境影響に関する問題点について</p> <p>はじめに、小川地域の2つ計画されている風力発電事業（1.5ha、43基計画14万kW）エコ・パワー株の阿武隈南部の発電について小川地域で対策会議で論議された問題点について、以下、改善されるよう申し入れます。</p> <p>(1) 尾根に43本もの風車設置のため、山林伐採、山を削り、埋めたり、林道拡幅工事など大型機械などによって行えば、地盤が軟弱になり不安定に、また、西日本のように、大雨続き、集中豪雨があれば、土砂崩れも起きます。</p> <p>(2) 工事中や工事後に夏井川や江田川の背戸峨廊に、土砂が流れこみ、観光資源を損ねる心配が、猫鳴山から屹兎屋山にかけての登山ルートに、風車が建設されることで、観光資源が損われる心配も、小川地域全世帯に回覧板をまわして、計画を知らせ、環境影響配慮書の方法書や準備書など住民説明会を開いてこそ、住民本位の地域奉仕になるのです。</p> <p>ふたつめは、県内の発電事業、いわゆる水力発電、太陽光発電、風力発電など自然エネルギー利用の実態はどうなってるか調べて、問題点を明かにしてみました。</p> <p>(1) 水力発電事業は次の2ヶ所でした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土湯温泉地のバイナリー発電 ・喜多方市内の小水力発電と木質バイオマス発電 <p>(2) 太陽光発電は次の12ヶ所でした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・喜多方市で最初の大規模太陽光発電（2014年） ・飯館太陽光 35ヶ所 1500kW 今年中に2倍にする。（風力と組合せて） ・富岡町上手岡地区 3万kW 運転中 ・国見町 500世帯分、大熊町 600世帯分 ・伊達市霊山町一ドルクラス太陽光の計画（県内6市23ヶ所） ・浪江町、国主導の太陽光で水素製造の中核事業 <p><その他、県内の新聞に報道されたもの></p> <ul style="list-style-type: none"> ・川俣山木屋 ・那賀川 空港近く ・勿来3、4、5発電 ・楡葉町波倉地区 ・川内下川地区 ・会津大戸町大川ダム <p>(3) 風力発電 現在稼働中が4ヶ所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飯館村西部山林に風車2基を建設中、太陽光発電と風力発電を組み合わせ、クロス発電 ・川内村3基 7000kW 2001年設置 現在37基建設 ・相馬北部、津波被災地の海岸線に大規模風力発電稼働中 ・巨大洋上風車、国は2018年度までに585億円計上して、2000kW、5000kWと5000kWの3基を楡葉沖20kmの太平洋上沖に設置 通産省は2000kWは順調と。 <p>以上の(1)の水力 (2)太陽光 (3)稼働中の風力発電事業は環境影響評価基準にほぼ合致して問題ないようです。</p>	<p>本事業の改変面積は必要最小限とし、土砂崩れのような災害が発生しないように安全に十分留意して設計・施工いたします。</p> <p>河川の水質への影響については、降雨時の濁水の流出を抑えるために沈砂池を設置します。沈砂池から河川までは十分に離隔が取れているため、沈砂池からの水は河川に到達する前に、土壌に浸透し、周辺の河川へ影響が及ばないものと考えております。</p> <p>登山ルートに関しては、風力発電機の設置場所が登山者の通行を可能な限り妨げないように検討したいと考えておりますが、登山ルートは国有林内や保安林内に位置していますので、現状の登山ルートの整備状況等について土地を管理する関係機関等に確認させていただき、配置等検討させていただきます。</p> <p>また、準備書は、新聞への公告の他、いわき市では市のホームページや小川地域の各地区での書面の回覧により、縦覧場所や説明会の開催について周知させていただき、いわき市社会福祉センター、いわき市立小川公民館、戸渡集会所で住民説明会を開催させていただきました。</p> <p>また、方法書段階では、新聞への公告の他、いわき市では市のホームページや小川地域の各地区での書面の回覧により、縦覧場所や説明会の開催について周知させていただき、いわき市社会福祉センターで住民説明会を開催させていただきました。</p>

<p>問題点は、以下に示すように山間地帯に設置予定の大規模の風力発電で現在計画中の 7 つの事業所の発電です。</p> <p>遠野</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 三大明神風力 ユーラス社 9 基 3.5 万 kW <u>32 年 12 月</u> ・ 遠野風力 27 基 8.6 万 kW <p>田人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 田人風力 ユーラス社 6 基 2.1kW <u>32 年 12 月</u> ・ たびとウィンドファーム社 20 基 6.8 万 kW <p>三和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 馬場山風力 JR 東日本 10～15 基 3.6 万 kW <p>小川</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 神楽山風力 JR 東日本 23 基 7.8 万 kW ・ 阿武隈南部風力 エコ・パワー 43 基 14.6 万 kW <p>対象事業区域面積 1541ha（東京ドーム 470 こ分） <u>35 年 3 月</u> 以上</p>	
--	--

<事業計画、騒音、災害防止、人と自然との触れ合いの活動の場、水質、>

福島県いわき市在住 P 氏

No.	意見の概要	当社の見解
65	<p>（準備書についての環境の保全の見地からの意見）</p> <p>福島県の浜通り地方には、13 事業の風力発電計画があり阿武隈山系に 500 機に近い風車が乱立する内容となっています。全てが計画通り実行されればとんでもない環境負荷、破壊を招きかねません。</p> <p>本事業計画も近隣の発電計画との相乗的影響を十分に評価検討される必要がありますが、この点での評価が欠落していると思います。</p> <p>FIT 法によって、基本的に利益が保証されている事業です。自社の利益のみを優先させることでなく、環境の保全や自然との調和を優先させるべきです。この点では今回示されている事業計画範囲に 43 機の風車は多すぎます。</p> <p>眺望だけでなく、騒音、水の汚濁、土石流被害などが強く心配されます。</p> <p>以下個別的に意見を述べます。</p> <p>1、工事に係る騒音について</p> <p>沿道①～沿道⑤の 5 路線で評価が行われているが、測定箇所が不明です。</p> <p>昼間の等価騒音レベルが 50 デシベル前後とし、工事に使う国道、県道（幹線路）としていますが、国道 399 号線以外は自動車が始ど通過しない路線が多く、風車音の評価に用いられている残留騒音と比較して高すぎると感じます。</p> <p>それにしても、工事車両で 10 デシベル程度の増加は大き過ぎます。</p> <p>人によって感じ方の違いはありますが、50 デシベルは通常の会話は出来るがかなりの騒音です。60 デシベルとなると、大きな声でないと会話が成立しない、非常にうるさい騒音です。これは等価騒音レベルですから、実際に工事車両が通過する時の騒音はどのくらいになるのでしょうか。工事車両の通過量は一日の往復台数で 290 台と試算されていますが、騒音レベルの引き下げ策が求められます。</p>	<p>本準備書では、本事業の北に隣接し、事業計画が具体的にとなっている「(仮称)川内鬼太郎山風力発電事業」について騒音、超低周波音、風車の影、景観等の項目で累積的影響を検討いたしました。</p> <p>本事業は、FIT 法によって電力の売電単価が約束される事業ではありますが、自社の利益のみを優先することなく、環境の保全や自然との調和についても配慮させていただいております。ご意見を踏まえ、引き続き事業計画を検討し、環境への影響を低減するように努力してまいります。</p> <p>道路交通騒音の沿道①～沿道⑤の調査地点については、準備書 P513 に調査地点位置図を示しており、準備書 P516～518 には、道路断面構造及び騒音の測定位置を示しております。</p> <p>道路交通騒音は、「騒音に係る環境基準について」（平成 10 年環境庁告示第 64 号）に定められた環境騒音の表示・測定方法（JIS Z 8731:1999）に基づいて測定を行った結果となっております。</p> <p>現況調査で測定している道路交通騒音は、道路沿道において、車両の走行による騒音を測定するため、一般的に環境中の騒音よりも大きくなります。また、準備書 P520 の現況の交通量の調査結果に示していますとおり、国道 399 号以外の道路でも、昼間 44～367 台の車両の交通量はございます。</p> <p>工事車両が通過する際の騒音レベルは、道路端で瞬間的には約 80～90dB 程度になると考えられますが、瞬間的な値としては現状と同じと考えられます。</p> <p>今後も、工事工程の調整等により工事関係車両台数を平準化し、建設工事のピーク時の台数の低減を図り、道路交通騒音の影響の低減に努めます。</p>

<p>66</p>	<p>2、施設稼働に係る騒音について</p> <p>調査点を7カ所で行っていますが、測定個所が特定できません。</p> <p>予測値がA特性音圧レベルでは残留騒音とほとんど変わらない結果となっていますが、低周波域のG特性音圧レベルでは、+10デシベルを超える騒音にさらされる結果となっています。全国の風力発電の騒音被害でも、調査の段階で風車騒音の影響がなしの評価で、健康被害が訴えられる例が多い。環境省が行った全国29の風力発電施設周辺の164ヶ所での調査では、様々な立地条件などにより、バラツキが大きいとしながらも、ウインドファームで見れば1kmを超える距離でも騒音影響があるケースが報告されています。さらに遠くまで影響する低周波被害を考慮し、安全率を考えれば、人家から最低2km程度の距離は必要と考えます。今回の風車配置図では正確に解らないが2km以内に数基の風車が該当すると思われる。風車配置の再検討が必要と思います。</p> <p>なお、実際の稼働後被害が発生した場合、個人の防音対策でなく、風車の稼働停止を地域住民と約束を取り交わす必要があります。</p>	<p>環境騒音の測定地点については、準備書 p522 に調査地点位置図を示しており、本事業の風力発電機の建設予定地に近い住宅の敷地で測定を行っております。</p> <p>ご指摘の環境省が行った全国29の風力発電施設周辺の164ヶ所での調査も踏まえて「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成29年)が作成されておりますが、準備書において風力発電機の稼働に伴う騒音の予測結果は、全ての地点でのこの指針値を下回っております。</p> <p>また、準備書の超低周波音の予測結果(G特性音圧レベル)についても、全ての地点でISOの「超低周波音を感じる最小音圧レベル」を十分に下回っております。なお、上記の環境省の指針において風力発電設備から発生する超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかったとされています。</p> <p>風力発電機稼働後、騒音等に対する苦情等が発生した場合については、現地での確認調査を実施すると共に関係者と協議の上、原因の特定に努め、本事業に起因する場合は必要な対応・対策を誠意をもって検討・実行いたします。</p>
<p>67</p>	<p>3、土砂災害の危険について</p> <p>今回の計画では、対象事業区域が1541haと大きく、事業実施の改変面積は58.2haとなり、多くの森林伐採が伴います。</p> <p>計画地の隣接には、現時点で土石流危険個所や土砂災害警戒区域や警戒溪流に指定の指定はありません。</p> <p>しかし、今回の西日本の豪雨災害を見ると、広島県では土砂災害の内、その7割近くがハザードマップで土砂災害の危険地域の指定されていたところで発生していたと報道されました。これは3割強が何の危険指定もない所でおきていることとなります。</p> <p>山稜の森林を伐採し、道路を新設し、巨大な風車を建設する行為は、山塊の土壌の水分バランスを崩し、山塊崩落や土石流を引き起こす危険を高めることとなります。</p> <p>このリスク評価を評価項目に加え検討する必要があると考えます。</p> <p>特に、二ツ箭山から猫啼山を通る尾根筋の5kmに12ヶ所の発電機の設置と新設道路が敷設されるのは山にかかる負荷が大きすぎる心配があります。この西側の谷合いを流れる賀路川があり、すり鉢状の地形をとるこの流域に、大きな土石流を発生させる危険が増し、この下流域にあたる小川町に甚大な土砂災害を起こす危険が考えられます。</p> <p>専門家を交えた真剣な検討と評価を求めます。</p>	<p>改変面積は58.2haですが、風力発電機間の距離が確保されており、面的な開発ではございません。</p> <p>土砂災害等に関しましては、災害が発生しないように安全に十分留意して設計・施工いたします。</p> <p>なお、二ツ箭山については、対象事業実施区域から除外しております。</p> <p>本事業の安全性に関しては、環境影響評価の手続きとは別に検討してまいります。</p>
<p>68</p>	<p>4、自然とのふれあいについて</p> <p>福島県の浜通り地域には1000m弱の自然に恵まれた山々があります。しかしこれらの多くは送電線や電波施設などで山頂まで自動車が入るようになってきました。</p> <p>この面で二ツ箭山から猫啼山、屹兔屋山、三森山などのコースはとても貴重なものです。特に二ツ箭山への登山者は、原発事故前には関東一円からの来場者があり、いわき市で大型の駐車場やトイレの設備を用意するほどでした。事故後登山者数は激減しましたが、徐々にふえつつあります。愛好者は二ツ箭山から屹兔屋山の縦走コースを利用していました。ここに自動車道路と風車をたてるなど耐えがたいきもちです。いわき市としても貴重な自然財産を失うこととなります。</p>	<p>県立自然公園に指定されている二ツ箭山は、登山者も多く重要な場所と認識しているため、対象事業実施区域から除外しております。</p> <p>また、二ツ箭山から屹兔屋山の登山道に関しては、風力発電機の設置場所が、登山者の通行を可能な限り妨げないように検討したいと考えておりますが、登山道は国有林内や保安林内に位置していますので、現状の登山道の整備状況等について土地を管理する関係機関等に確認させていただき、配置等検討させていただきます。</p>

	計画全体を中止するか、最低でも No32～No43 の設置は取りやめるよう計画の見直しを求めます。	
69	<p>5、水の汚濁について</p> <p>この地域は上水道の敷設がない地域多くあります。地下水や谷合いの表流水を利用しています。土木工事や施設完了後も植生が戻るまで10年程度は調査が必要です。本準備書で水の汚濁に関する評価が工事期間のみとしているのは不十分です。主要な河川のみ評価するのではなく、水の利用実態を調査しきめ細かい対応が求められます。</p> <p>以上</p>	<p>事業による森林の伐採等は必要最小限とするため、森林が持つ水源の涵養機能への影響は小さいものと考えております。</p> <p>工事中の河川の水質への影響については、降雨時の濁水の流出を抑えるために沈砂池を設置します。沈砂池から河川までは十分に離隔が取れているため、沈砂池からの水は河川に到達する前に、土壤に浸透し、周辺の河川へ影響が及ばないものと考えております。また、土木造成に発生した法面等は早期の緑化に努めます。なお、工事完了後も沈砂池は設置したままとする計画です。</p> <p>河川の水質に関しては、現地調査を実施し、予測・評価を行っております。</p>

<事業計画、景観、超低周波音、騒音、人と自然との触れ合いの活動の場>

福島県いわき市在住 Q氏

No.	意見の概要	当社の見解
70	<p>はじめに</p> <p>地球規模での、エネルギー資源の保全、CO2削減、原子力発電の根絶等から、無限の資源を活かした風力発電を全面的に反対するものではありません。しかし、本阿武隈南部風力発電計画に対しは以下の理由により反対します。</p> <p>1 本風力発電事業を通じ、地域の活性化への貢献についてなら触れられていないし、むしろ、本発電事業を推進することで、いわき市民に多くの不利益を生ずる恐れが大である。(景観棄損による山岳観光への影響、超低周波・低周波・騒音による被害)</p>	<p>地域の活性化への貢献につきましては、今後、事業計画の検討を進めていく中で、周辺地域の皆様と意見交換を行い、地域に必要とされる貢献策を実施させていただきます。</p> <p>景観については、風力発電機の色は周囲の環境になじみやすい灰白色を採用し、地形の改変面積を最小限にとどめる等により、影響を実行可能な範囲内で低減しております。今後についても、可能な限り景観への影響を低減するように検討してまいります。</p> <p>騒音に関しては、準備書の予測結果では、参考とした環境基準や指針値を下回っており、超低周波音に関しても、ISOの超低周波音を感じる最小音圧レベルを下回っており、影響は実行可能な範囲内で低減されているものと考えております。</p>
71	<p>2 本事業は、地域との共生を目指すとの事業目的にあるが、環境影響評価項目・環境要素の区分の「景観」に関して</p> <p>県内有数の登山地であるニツ箭山からの山岳景観に大きな影響が生ずる。</p>	<p>ニツ箭山からの景観については、北向きを眺望した場合については視認できる可能性のある風力発電施設 31基の垂直視野角は、0.5～5.0度となり、最大5.0度に該当する風力発電機は1基となります。また、風力発電施設と並んで送電鉄塔が視認され、風力発電施設の手前にも送電鉄塔がより大きな視野角で視認されています。そのため、灰白色の採用等の環境保全措置を講じることににより影響の低減が図られていると考えております。なお、地形的に開けた南向きを眺望した場合の影響はございません。今後についても、可能な限り景観への影響を低減するように検討してまいります。</p>
72	<p>3 環境影響評価項目・環境要素の区分の「人と自然との触れ合いの活動の場」に関して</p> <p>本発電機設置予定地の、ニツ箭山～猫鳴山～屹兎屋山の稜線は古くから、いわき市民が登山コースとして整備し利用している大切な財産である。本発電施設を建設することでこの登山コースを利用できなくなる可能性が大である。</p> <p>以上</p>	<p>ニツ箭山～猫鳴山～屹兎屋山の登山道につきましては、風力発電機の設置場所が、登山者の通行を可能な限り妨げないように検討したいと考えておりますが、登山道は国有林内や保安林内に位置していますので、現状の登山道の整備状況等について土地を管理する関係機関等に確認させていただき、配置等検討させていただきます。</p>

No.	意見の概要	当社の見解
73	<p>事業実施区域の事業者提示の地図を見て、愕然とした。</p> <p>いわき七峰の屹兎屋山から猫啼山にかけての登山ルートは、四季を通じて市民に親しまれている。</p> <p>低山愛好家のみに限らず登山の訓練にもかっこのルートとしても利用されている。</p> <p>その尾根に風車が設置されれば、登山ルートは壊滅と思われる。またニツ箭山は5月上旬になれば、やしおつじの名所として関東圏からも観光バスでハイキングに訪れる団体もある。150メートルの巨大風車が立ち並ぶ景観と複合的騒音で、登山者の求める価値は無くなってしまう。</p>	<p>県立自然公園に指定されているニツ箭山は、登山者も多く重要な場所と認識しているため、対象事業実施区域から除外しております。</p> <p>屹兎屋山から猫啼山の登山道につきましては、風力発電機の設置場所が、登山者の通行を可能な限り妨げないように検討したいと考えておりますが、登山道は国有林内や保安林内に位置していますので、現状の登山道の整備状況等について土地を管理する関係機関等に確認させていただき、配置等検討させていただきます。</p> <p>ニツ箭山からの景観については、北向きを眺望した場合については視認できる可能性のある風力発電施設31基の垂直視野角は、0.5～5.0度となり、最大5.0度に該当する風力発電機は1基となります。また、風力発電施設と並んで送電鉄塔が視認され、風力発電施設の手前にも送電鉄塔がより大きな視野角で視認されています。そのため、灰白色の採用等の環境保全措置を講じることにより影響の低減が図られていると考えております。なお、地形的に開けた南向きを眺望した場合の影響はございません。今後についても、可能な限り景観への影響を低減するように検討してまいります。</p>
74	<p>瀬戸画廊溪谷の主流の江田川に注ぐ沢が広がる直上に風車が設置予定とされる。部分的に見ても搬入路を含む工事中、その後の盛り土、残土等による土石流により江田川の清流が保障されるとはとうてい思えない。</p> <p>東日本大震災以前は、総称夏井川溪谷を68万人余りが訪れていた。</p> <p>震災と原発の過酷事故の影響で人口交流人数は激減したが、昨年調べで11万3千人余まで回復している。また観光地のベストシーズン、キャンプ場の問い合わせも多くあると関係者から聞き取っている。</p> <p>いわき市の復興に一翼を担う観光資源が損なわれる計画には中止を求めます。</p>	<p>河川の水質への影響については、降雨時の濁水の流出を抑えるために沈砂池を設置します。沈砂池から河川までは十分に離隔が取れているため、沈砂池からの水は河川に到達する前に、土壤に浸透し、周辺の河川へ影響が及ばないものと考えております。また、土石流等のような災害が発生しないように安全十分留意して設計・施工いたします。</p> <p>以上を踏まえ、背戸峨廊や夏井川溪谷に関しては、本事業による直接的な改変は及ばず、風力発電機が視認されることもないと考えており、人と自然との触れ合いの活動の場への影響は実行可能な範囲内で低減されているものと考えております。なお、地域の観光に関しても貢献できるように周辺地域の皆様と意見交換し検討してまいります。</p>
75	<p>説明会では伐採量以外には土工量の説明は無かったが、大規模な自然環境破壊につながることは間違いない事業内容であると思う。</p> <p>西日本豪雨災害では危険地域に指定されていない地域でも土砂災害がおきている。広島では山塊崩落で甚大な被害が発生した。貴社の事業予定地の山系の地質は花岡岩が主であり、広島の山系と同質である。</p> <p>気象環境は思いもかけない速さで変化をしており、年々予測のつかない被害が出ている。自然破壊につながる再生可能エネルギーのありかたに矛盾がある。</p> <p>事業者は利益が保証された営利事業であり、経済の側面では地域住民を含めた国民負担を求めるものであり、環境や地域社会にも負荷を生み出す事業だ。</p> <p>大規模な自然環境破壊になる阿武隈南部風力発電事業に中止を求めます。</p>	<p>事業による森林の伐採等は必要最小限とするため、森林が持つ水源の涵養機能への影響は小さいものと考えております。また、土砂災害等が発生しないように安全に十分留意して設計・施工いたします。</p> <p>なお、本事業は、固定価格買取制度によって電力の売電単価が約束される事業ではありますが、風力発電は、国産のエネルギーであり、発電時に、燃料消費にともなう温室効果ガスが発生しないため、地球温暖化対策に資する有効な発電方法であると考えております。また、現地調査に基づいた予測評価の結果、環境影響について、回避、低減できていると考えております。</p> <p>今後については、可能な限り環境影響を低減するように検討してまいります。</p>

<超低周波音、災害防止、人と自然との触れ合いの活動の場>

福島県いわき市在住 S氏

No.	意見の概要	当社の見解
76	再生可能エネルギーは大賛成ですが、次の点について心配です。 ①大出力の風力発電が集中立地した場合に、低周波音が全体として大きなものとなり、どの地域まで影響を及ぼすのか説明すべきです。	準備書では、全ての風力発電機が稼働する前提で超低周波音の予測・評価を行っています。超低周波音の予測結果（G特性音圧レベル）については、風力発電機が最も近い約1.1kmの距離の地点を含む全ての予測地点でISOの「超低周波音を感じる最小音圧レベル」を十分に下回っており、超低周波音が周辺環境へ及ぼす影響はほとんどないと考えております。 また、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成29年）では、風力発電施設から発生する超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかったとされています。
77	②予定エリアは、阿武隈山地のへりに当り、浸食の進行中の所です。山体は花崗岩で、風化の進んだ稜線に設置すれば、土砂崩壊が心配されるのは当然です。どのように防止する予定ですか。	本事業は、稜線に風力発電機を設置いたしますが、面的な開発ではなく、土地の改変は風力発電機ヤード及び道路等の必要最小限度といたします。土砂崩れのような災害が発生しないように安全に十分留意して設計・施工してまいります。
78	③私は50年間山登りをしてきました。予定されている稜線は、里山登山コースとして地元だけではなく県外からも親しまれています。コースの景観の改変とコースそのものの変更に親しみが無くなることに反対です。	風力発電機建設予定の稜線の登山道につきましては、風力発電機の設置場所が、登山者の通行を可能な限り妨げないように検討したいと考えておりますが、登山道は国有林内や保安林内に位置していますので、現状の登山道の整備状況等について土地を管理する関係機関等に確認させていただき、配置等検討させていただきます。

<事業計画、景観、超低周波音、騒音、放射線、災害防止、生態系、>

福島県いわき市在住 T氏

No.	意見の概要	当社の見解
79	戸渡地区に居住する立場により、7/20小川地区での住民説明会、7/22戸渡地区での住民説明会で事業者の質疑の中で感じたことを以下に記します。（準備書の縦覧期間中要約書を主に通読） 先ず、いわき市環境基本計画（第二次）一部改定版が最新のいわき市の環境政策の骨子となるものと思われるので紹介します。（抜粋） P2・本市における環境行政の最も基本となる計画 ・市民や事業者にとって環境に配慮した行動を実践するための指針 P3・平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5年間とします。 P14・原子力災害からの環境回復 市民が安全に、安心して生活できるよう、健全で恵み豊かな、環境を確保・継承することは、「低炭素社会づくり」「循環型社会づくり」「自然共生社会づくり」を実践する上での基盤となるものです。 条例ではありませんが、事業者が風力事業を実施する上での基本と考えます。 ①当地区は風力発電機の設置より3km以内に居住し、最も被害があると予想されます。今回の準備書の住民説明会で了とするのではなく工事開始までの間（約17ヶ月）7/22の地区説明会での不十分な点、疑問点などに応えるべく住民説明会を開催されることを、要望します。又、工事中の様々なトラブル 稼働後の苦情なども適切にされる様、（住民説明会や相談センターの	今後も説明会の開催等により、本事業について御理解をしていただくよう努めて参ります。 また、現在被害があるとは予測されておりませんが、ご意見を踏まえ、工事中のトラブルや稼働後の苦情等に迅速に対応する体制を整備いたします。

	<p>開設など) 信頼関係を築かれることが大切と考えます。</p>	
80	<p>②以下 問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観について 旧戸渡分校前の合成写真がよく分からなかった(7/22) 再度カラーをつけるなどして地区へ提出すること(地図上では4基となっている) ・低周波音について 3ヶ所の家屋敷地内の調査について、各々稼働後+7~+13となり64~67デシベルは、超低周波音を感じる最小音圧100デシベル以下として、環境保全の基準等の整合が回られていると評価している。 測定方法について、G特性音圧レベルとなっている。市民側から考察している、汐見文隆代著「低周波音被害を追って」の中で(P67参照)「低周波音全体を評価するためには1ヘルツ_80ヘルツの1/3オクターブバンド、分析を同時に行うことが不可欠である」となっている。 汐見氏は医師で被害者の現地に行かれて実情を把握されているが、被害者の声をどう考えているのか? P123には伊方の風力発電による被害が報告されているので、参考にされたい。 又、'017/12/22の毎日新聞の報道によると「エネファーム」「エコウィル」からでる、低周波音が不眠や頭痛などの健康被害を引き起こす可能性がある」と消費者安全調査委員会が、報告書をまとめ公表した。 ・騒音について(稼働後) 各3ヶ所の測定結果は残留騒音41~49デシベル+1デシベル問題なし、としている。この結果報告は最も風速の強い日の測定なのか、+5デシベル以下ということであるが、稼働後も継続して測定する必要がある。地区での残留音は主に川の音や小動物の鳴き声などであり人工音は不快と感じている。 ・騒音について(工事中) 工事中の騒音は+1~3デシベルとなっている。最盛期に大型(10t・15t)車両は1日115台とされているか、その時の予想なのか、説明してほしい。 ・地区内へ車両の搬入、搬出について 事前に計画を地区へ説明し、了解を取って頂きたい。 工事の工程表を今年度地区へ説明するとなっている(7/22)ので地区と協議できる点は配慮して頂きたい。 ・放射能について 対象事業実施区域はいずれも高レベルの放射能の測定結果であった。本来は立ち入り禁止と思われるが、専門家、環境省との協議で具体策を考える事が必要である。作業従事者には厚労省との協議が必要である。(39000Bq~24700Bq 地表0~5センチ土壌)1~6の測定エリアを地区に知らせるべきである。 工事による飛散、拡散の危険性を憂慮するためである。 又、最近発生した、西日本豪雨災害(7/6~)は各地に「大雨特別警報」が出され「想定外」と報道されているので十分な配慮をした工事が必要ではないか。専門家等と協議して対応して頂きたい。 ・自然破壊について 対象面積154.1ha、改変面積58.2ha(新設道路含む)樹木伐採25,000㎡(立ち木30センチ×30×200換 	<p>ご要望の景観の合成写真(フォトモンタージュ)については、別途対応させていただきます。</p> <p>本事業の風力発電機の稼働による超低周波音については、G特性音圧レベルで評価を行っておりますが、超低周波音(1~20Hz)の現地調査では、1/3オクターブバンド音圧レベルの分析を行い、その結果を準備書P589~604に記載しております。</p> <p>また、環境省は「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成29年)公表に先立ち、国内外の文献調査、各種実験等を2009年より継続研究した結果では、聞くことができる低周波音は騒音と同様に影響評価することが適切であり、風力発電施設から発生する超低周波音については、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と比べても低周波数領域の卓越は見られず、健康影響との明らかな関連を示す知見は確認されなかったとされています。</p> <p>稼働後の騒音について、残留騒音の測定は、「風車騒音測定マニュアル」(環境省、平成29年)に基づいて行っており、風力発電機のハブ高さにおける風速が、有効風速範囲(10分間平均風速がカットイン風速以上で定格風速未満の範囲)のデータを使用しております。なお、風力発電機稼働後の騒音については事後調査の予定はありませんが、本事業による苦情等が発生した場合には、関係者と協議の上、原因の特定に努め、必要な対応・対策を誠意をもって検討いたします。</p> <p>工所用資材の搬出入に伴う道路交通騒音については、工事車両が最大となる交通量(大型車1日115台、小型車1日30台)の予測結果を準備書に示しております。</p> <p>建設機械の稼働に伴う騒音については、各予測地点において騒音による影響が最大となる時期の予測結果を準備書に示しております。</p> <p>地区内の七曲高部(文珠)林道を工事車両が通行する場合は、事前に地区へ説明させていただきます。また、工事の工程表についても、地区へ説明させていただきます。</p> <p>土壌の放射性物質濃度の調査結果については、準備書P1216~1218に記載しております。</p> <p>施工時には、環境省が定めた「除染関係ガイドライン」に基づき、放射性物質濃度の高い表層土壌を切土する場合には、その表層土壌を速やかに盛土の下層部に移動させ、上部は放射性物質濃度の低い土壌で覆土する等計画しております。この方法は、環境省や自治体の除染事業において、庭や農地等で多数の実施があります。</p> <p>さらに、厚生労働省が定めた「除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン」に基づいた対策を実施し、作業従事者の放射線障害防止を図ります。</p> <p>また、大雨による災害が発生しないように安全に十分留意して設計・施工いたします。</p> <p>本事業の風力発電機の設置等に伴う樹木の伐採は最小限度にとどめ、改変面積の削減や切土の削減に努めるため、生態系等の自然環境への影響は、実行可能な範囲内で回避又は低減を図られるものと考えております。</p> <p>対象事業実施区域の国有林内の開発に関しては、今後、磐城森林管理署とも協議を行います。森林が持つ水源の涵養機能、土砂流出防備機能等に影響を及ぼすことのないよう、森林の伐採等は必要最小限とし防災にも配慮した設計・施工を引き続き検討してまいります。</p>

<p>算 17000 本) 大規模な自然破壊である。市の方針とも整合しない。 生態系を破壊することにつながるのを将来、様々な悪循環が起るのではと危惧する。国有林の管轄は地元ではいわき営林管理署なので協議して頂きたい。治山治水、水源かん養地であることを配慮して頂きたい。猫鳴山の付近に風力発電機が設置予定となっているが、加路川の水源地であり下流の小川地区の農業用水である。(原発事故後 川魚の放射能測定は 100Bq/kg 以上であった。放射能との関連もある)</p> <p>・風況について 年平均 7.3m/s と適地としているが電力は同時同量なので平均値は左程、意味がない。最も必要とされる電力需要期に供給できるか？(夏は風。) 現時点では火力発電が補っている。大型蓄電池が必要だが実証段階である。十分な説明が、必要である。以上。</p>	<p>河川の水質への影響については、降雨時の濁水の流出を抑えるために沈砂池を設置します。沈砂池から河川までは十分に離隔が取れているため、沈砂池からの水は河川に到達する前に、土壌に浸透し周辺の河川へ影響が及ばないものと考えております。</p> <p>電気は、需要側の電力が変動するため、一定の発電をする電源(原子力、石炭火力等)であっても、発電量が変動する電源(風力発電、太陽光発電)であっても調整電源が必要です。</p> <p>また、一般的に、夏季は風速が弱まる傾向がありますが、本地点では夏季(2016年6月～2016年8月)でも平均風速 6.1m/s(観測高さ 58m)を観測しており、風力発電に適した風況が確認できております。</p>
--	--

<災害防止、水質>

福島県広野町在住 U氏

No.	意見の概要	当社の見解
81	<p>小川町に住居があり、二ッ箭山のふもとにいても多い日々です。風車の設置のために山の自然を壊したり、近年の降雨量を考えても土砂災害の危険性はより大きくなっています。また、背戸峨廊にも影響が出て、貴重な観光資源が損なわれることになるのでは、と考えます。住民票のある広野町は、浅見川で飲料水を使用しています。上浅見川の上流は、山のふもとで、風力発電の工事等で、浅見川に土砂が流れ込む危険もあると思います。檜葉の木戸川も同様です。この計画は、場所の選定を見直すべきと考えます。</p>	<p>本事業の風力発電機の設置等に伴う樹木の伐採は最小限度にとどめ、改変面積の削減や切土の削減に努めます。また、土砂災害が発生しないように安全に十分留意して設計・施工いたします。</p> <p>浅見川や木戸川等の河川の水質への影響については、降雨時の濁水の流出を抑えるために沈砂池を設置します。沈砂池から河川までは十分に離隔が取れているため、沈砂池からの水は河川に到達する前に土壌に浸透し周辺の河川へ影響が及ばないものと考えております。</p>

<災害防止、景観、事業計画>

福島県いわき市在住 V氏

No.	意見の概要	当社の見解
82	<p>この度の大規模風力発電の計画に反対します。工事による自然環境への悪影響が懸念されること、土砂崩れの危険性が高まること、景観が変わってしまうことなどがその理由です。また、住民への周知も不十分であり、計画の中止を求めます。</p>	<p>本事業の風力発電機の設置等に伴う樹木の伐採は最小限度にとどめ、改変面積の削減や切土の削減に努めるため、動物、植物、生態系等の自然環境への影響は、実行可能な範囲内で回避又は低減が図られるものと考えております。また、砂災害警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域の指定はありませんが、土砂崩れが発生しないように安全に十分留意して設計・施工いたします。</p> <p>景観については、風力発電機の色は周囲の環境になじみやすい灰白色を採用し、地形の改変面積を最小限にとどめる等により、影響を実行可能な範囲内で低減しております。今後についても、可能な限り景観への影響を低減するように検討してまいります。</p> <p>準備書の縦覧や説明会に関しては、新聞への公告の他、広野町及び川内村の広報誌、檜葉町の広報誌への折り込みチラシや、福島県、いわき市及び当社のホームページにお知らせを掲載しました。また、いわき市小川町の自治会に対しても書面の回覧により説明会の開催について周知させていただいた上で住民説明会を開催させていただきます。</p>

<災害防止、水質、事業計画>

福島県いわき市在住 W氏

No.	意見の概要	当社の見解
83	<p>近年の集中豪雨等の災害を見るにつけ今回の山林伐採、切り土、盛り土による道路工事などで土砂崩れ、河川の汚れが心配です。</p> <p>背戸峨廊など小川町の観光資源がどう見られるか心配です。</p> <p>私の回りの方に今回の計画のことを聞いても「初めて聞いた」という方がほとんどでした。住民に計画を知らせ、ていねいな説明が不十分だと思います。</p> <p>住民説明会の開催をお願いします。</p>	<p>本事業の風力発電機の設置等に伴う樹木の伐採は最小限度にとどめ、改変面積の削減や切土の削減に努めます。また、砂災害警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域の指定はありませんが、土砂崩れのような災害が発生しないように安全に十分留意して設計・施工いたします。</p> <p>背戸峨廊に関しては、直接的な変化は及ばず、本事業の風力発電機が視認されることもないと考えており、人と自然との触れ合いの活動の場への影響は実行可能な範囲内で低減されているものと考えております。</p> <p>準備書の縦覧や説明会に関しては、新聞への公告の他、広野町及び川内村の広報誌、楡葉町の広報誌への折り込みチラシや、福島県、いわき市及び当社のホームページにお知らせを掲載しました。また、いわき市小川町の自治会には書面の回覧により説明会の開催について周知させていただいた上で住民説明会を開催させていただきました。住民説明会については、いわき市、郡山市、広野町、楡葉町及び川内村において、計7箇所で開催させていただいております。</p> <p>今後とも事業の進捗にあわせて、説明会の開催を検討してまいります。</p>

<動物、植物、生態系、災害防止、事業計画>

福島県いわき市在住 X氏

No.	意見の概要	当社の見解
84	<p>阿武隈南部風力発電事業について意見を申し上げます。</p> <p>思えば東京電力により原発事故があり我が小川町はすくなくならずショックをうけておりさらに東京により開発がおこなわれ、地元の発展につながると思えない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 小川町の豊かな自然が壊される。 2. 河川・特に土砂崩れなどの自然災害のリスクが高くなる（異状気象のこんにちに於いて）などにより私は今回の風力発電事業には反対致します。 <p>小川町代表組織との話し合い住民合意のうえの解決が必要かと思えます。</p> <p>以上</p> 	<p>本事業は面的な開発ではなく、風力発電機の設置等に伴う樹木の伐採は最小限度にとどめ、改変面積の削減や切土の削減に努めるため、動物、植物、生態系等の自然環境への影響は、実行可能な範囲内で回避又は低減が図られるものと考えております。また、土砂崩れ等が発生しないように安全に十分留意して設計・施工いたします。</p> <p>今後とも事業の進捗にあわせて、説明会の開催を検討してまいります。</p>

<災害防止>

福島県いわき市在住 Y氏

No.	意見の概要	当社の見解
85	<p>小川町にとって忘れてならないのはH元、8月の台風被害だ。神楽山系に降った豪雨は夏井川各支流をこわし両郡橋下の堤防をこわし中島方面に多大な被害を出した。我家もバックウォーターにより庭が満水になり廊下上面迄あと数cm迄きた。</p> <p>自然の山でさえこの状態なのに山を削り治水作用をこわし、これだけの面積の降水は多大な被害をもたらす。災害の時、設計を超える雨量とか想定をこえる雨量とかでどこかの国の総理のようにごまかすのか。自然エネルギー活用には賛成だが、地方のギセイを伴っては反</p>	<p>本事業は面的な開発ではなく、風力発電機の設置等に伴う樹木の伐採は最小限度にとどめるため、森林の水源涵養機能に大きな影響を及ぼさないと考えております。また、大雨による災害が発生しないように安全に十分留意して設計・施工いたします。</p>

No.	意見の概要	当社の見解
	対である。風車が安全なら都内の高層ビルの屋上につくればいい。迷惑と被害だけ地方に押し付けられるのはゴメンだ。	

<事業計画、災害防止、景観、人と自然との触れ合いの活動の場>

福島県いわき市在住 Z氏

No.	意見の概要	当社の見解
86	<p>環境保全</p> <p>今計画の改変面積の内、風車ヤードは22.2haとなっています。各ヤード当たりの面積はそれぞれ違うと思いますが平均すると0.516haにもなります。</p> <p>新設道路は36.0ha。発電機の建設される峰々に何本も作設されます。巨大ブレードを輸送する特殊トレーラー、1200t吊りのクレーン車を通過させるためには、高規格の工事用道路が必要となります。ヤードと新設道路が重なるところでは、一個所1haを超える場所も出てくると思うのですが。</p> <p>伐採木は25000m³が予定されています。広葉樹が多く占めるとされていますが、通常のha当たりの蓄積から予想すれば伐採面積は、少なくとも100haを超えるのではないのでしょうか。</p> <p>森があると、雨は木の葉や小枝にぶつかり樹幹を伝わり地表に達しても、スポンジ状態になった土壌により地中にしみこみ、雨水が一気に下流に流れるのを防いでいます。江田川・加路川が流れこむ夏井川は、過去に堤防が決壊し小川中学校周辺の住宅地が床上・床下浸水の被害を受けました。このような大規模な開発が実行されれば、土砂の崩壊・流失が発生し水源の涵養機能も損なわれるでしょう。</p> <p>対象事業実施区域の地図上に青色で拡幅道路が表示されています。その他にも、十文字～高部に向かう田神林道、幸之助付近県道249号から分岐し、発電機番号32号に向かう既設道路。他にも拡幅が必要と思われる箇所があると思うのですが、準備書では明確に説明されていません。私が見落とししたのでしょうか。</p> <p>貴社の計画は、建設できるところはすべて作る。そんな計画に思えてなりません。住民の不安に耳を傾け、理解を得ることが必要で有りもっと具体的な説明をすべきです。</p>	<p>風力発電機のヤード及び新設道路の改変面積については可能な限り小さくなるよう検討してまいります。本事業は面的な開発ではございませんが、森林の水源涵養機能に大きな影響を及ぼさないよう、森林の開発面積は必要最小限となるように計画してまいります。</p> <p>道路については、対象事業実施区域の地図上の青線は道路等の拡幅の可能性がある区域であり、黒線に囲まれた範囲は風力発電機の設置及び輸送等に伴い改変の可能性がある区域です。</p> <p>ご指摘の田神林道、県道249号等の既設道路は、黒線に囲まれた対象事業実施区域に含まれております。</p> <p>本事業では準備書時点で、方法書の対象事業実施区域から北側の自然環境保全地域を除外しております。</p> <p>今後とも事業の進捗にあわせて、説明会の開催を検討してまいります。</p>
87	<p>市民の憩いの場 景観</p> <p>今回計画されている事業実施区域内、近接の山域にはニツ箭山（うつくしま名山 福島テレビ・新分県登山ガイド福島県の山 山と溪谷社・東北百名山 山と溪谷社・阿武隈の山を歩く 新ハイキング社・新福島百山紀行 歴史春秋社・福島花紀行 歴史春秋社）屹兎屋山（ハイキングガイドふくしまの森歩 50 歴史春秋社・新福島百山紀行 歴史春秋社）猫鳴山（阿武隈の山を歩く 新ハイキング社・新福島百山紀行 歴史春秋社）背戸峨廊（新分県登山ガイド福島県の山 山と溪谷社・ハイキングガイドふくしまの森歩き 50 歴史春秋社・阿武隈の山を歩く新ハイキング社・新福島百山紀行 歴史春秋社）があります。それぞれガイドブックにも掲載されているいわきの名山です。ニツ箭山～猫鳴山～屹兎屋山の山稜上には登山コースがあり、多くの市民が自然と触れ合う場になっています。</p>	<p>県立自然公園に指定されているニツ箭山は、登山者も多く重要な場所と認識しているため、対象事業実施区域から除外しております。</p> <p>登山道につきましては、風力発電機の設置場所が、登山者の通行を可能な限り妨げないように検討したいと考えておりますが、登山道は国有林内や保安林内に位置していますので、現状の登山道の整備状況等について土地を管理する関係機関等に確認させていただき、配置等検討させていただきます。</p> <p>景観については、風力発電機の色は周囲の環境になじみやすい灰白色を採用し、地形の改変面積を最小限にとどめる等により、影響を実行可能な範囲内で低減しております。今後についても、可能な限り景観への影響を低減するように検討してまいります。</p> <p>本事業は面的な開発ではなく、改変面積については可能な限り小さくなるよう検討してまいります。</p>

No.	意見の概要	当社の見解
	<p>今回の計画では、登山道上に発電機・工所用道路が建設され景観が一変してしまいます。評価準備書では景観について、一部写真が紹介され大きな影響はないように評価していますが、本当にそうでしょうか。大きな疑問を持っています。</p> <p>背戸峨廊江田川上流部の峰々には 13 基程度建設が予定されているようです。雨水は峰から下り小沢へ、そして江田川に流入します。江田川は過去に、登山道・木橋が流出し入山禁止措置が取られたことが何度かありました。背戸峨廊は、いわきを代表する景勝地の一つです。建設に伴う被害の拡大が懸念されます。</p>	<p>また、土砂災害のような災害が発生しないように安全に十分留意して設計・施工いたします。</p>
88	<p>最後に いわき市民は、2011 年 3 月 11 日の原発事故で 50%以上が一時避難し、今でも放射能の影響を心配しながら生活しています。首都圏に送電するために大きな迷惑を被りました。今回も東京電力の送電網を利用して売電する計画との事。</p> <p>私は、自然エネルギーについて否定するものではありませんが、建設に当たっては、その土地の歴史、自然環境、市民生活への影響等様々な事を考えるべきです。今回の計画は、会社の利益、効率を優先していると思えません。今のままの計画では、到底認めることは出来ませんし撤回すべきです。</p>	<p>本事業は再生可能エネルギーである風力による発電事業を通じて、福島県浜通り地域の復興に貢献することを目指しています。ご意見を踏まえ今後、事業計画を進めていく中で、地域の皆様と意見交換を行い、地域に必要とされる貢献策を具体的に検討してまいります。</p>

<動物、植物、生態系、災害防止、景観、水質>

福島県いわき市在住 AA 氏

No.	意見の概要	当社の見解
89	<p>福島第一原発事故の被害を受けた者として、原発に代わる再生可能エネルギーの活用は歓迎するが、それは自然環境や景観の破壊、自然災害が生まれないようにすることが必要である。</p> <p>特に最近では、想定を超える豪雨などでの自然災害が生まれている。それを考えると、この地域に風力発電施設を作ることは、土砂災害の可能性を高めることになりえます。</p> <p>また、広大な地域の樹木などの伐採で、生態系の破壊につながることになる。そして、ニッ箭山や背戸峨廊、夏井川溪谷などの自然観光地の景観が損なわれる。井戸水などの地下水を生活水に活用している人にとっては、地下水脈がどうなるのか、汚染などはないのかの心配もある。</p> <p>したがって、この阿武隈南部風力発電事業には反対です。</p>	<p>本事業の風力発電機の設置等に伴う樹木の伐採は最小限度にとどめ、改変面積の削減や切土の削減に努めます。また、砂災害警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域の指定はありませんが、土砂災害が発生しないように安全に十分留意して設計・施工いたします。</p> <p>土地の改変や樹木の伐採を最小限に留める計画としており、森林が持つ水源の涵養機能への影響は小さく地下水源への大きな影響は発生しないと考えています。また、生態系等の自然環境への影響も森林等の改変面積を最小限度にとどめるため、実行可能な範囲内で回避又は低減が図られるものと考えております。</p> <p>景観について、準備書の予測結果では、背戸峨廊や夏井川溪谷から本事業の風力発電機は視認されません。また、風力発電機の色は周囲の環境になじみやすい灰白色を採用し、地形の改変面積を最小限度にとどめる等により、影響を実行可能な範囲内で低減しております。</p>

<景観、人と自然との触れ合いの活動の場災害防止、水質、事業計画>

福島県いわき市在住 AB 氏

No.	意見の概要	当社の見解
90	<p>準備書についての環境の保全の見地からの意見 1 景観について (1) 最も心配されるのが、ニッ箭山からの景観に与える影響である。</p> <p>ニッ箭山は女体山と男体山の岩峰が特徴的な山で、阿武隈山系では珍しく低山ながら岩場やクサリ場、沢コー</p>	<p>本事業における風力発電機の色は、周囲の環境になじみやすい灰白色を採用することとしておりますので、準備書の景観のフォトモンタージュの風力発電機の色も同様の灰白色としております。</p> <p>景観の視野角の評価については、「景観対策ガイドライン(案)」(UHV 送電特別委員会環境部会立地分科会、</p>

	<p>スなど変化に富んだ山登りを楽しむことができ、東北百名山にも選ばれている。</p> <p>ニツ箭山からは 31 基の風力発電機が視認でき、最大で垂直視野角は 5～6 度、水平面角は 120 度と極めて広い。準備書では「やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある。圧迫感はあまり受けない。」とし、「風力発電施設と並んで送電鉄塔が視認され、風力発電施設の手前にも送電鉄塔がより大きな視野角で視認されている。」と既設の送電鉄塔と比べている。</p> <p>しかし、送電鉄塔はたとえ大きく見えても山腹にあるため圧迫感は少ないが、風力発電機は尾根に林立しそびえ立つので、かなり景観を損ねると思われる。ところが、準備書の 5.1-4 図 (6) の写真では、完成後として極めて薄色で風力発電機を記載しており、影響を小さく見せようとしているのではないかという疑問を持たざるを得ない。</p> <p>大きな影響があることを率直に認め、対策を講じるべきである。</p>	<p>昭和 56 年) を参照しており、現在、対象事業実施区域の尾根上の鉄塔を含めて評価を行っております。</p> <p>なお、ニツ箭山からの眺望景観については、影響を可能な限り小さくするよう、改変面積の最小化、樹木伐採の最小化について引き続き検討するとともに、風力発電機の配置や基数についても検討を重ねてまいります。</p>
91	<p>(2) 猫鳴山から屹兎屋山にかけての登山道での景観への影響</p> <p>猫鳴山から屹兎屋山にかけての登山道が整備されており、ニツ箭山から縦走できるコースになっている。このルートに沿って風力発電機が設置されるが、景観への影響はほとんど評価されていない。</p> <p>工事中道路、風力発電機の位置を、登山道から距離を置くなどの対策をとり、その評価を示すべきである。</p>	<p>景観の調査・予測地点は、方法書の段階で不特定かつ多数の者が利用している場所を選定し評価しており、ニツ箭山については、登山道を含んだ調査地点として景観の評価を行っております。</p> <p>登山道における風力発電機の設置場所については、登山者の通行を可能な限り妨げないように検討したいと考えておりますが、登山道は国有林内や保安林内に位置していますので、現状の登山道の整備状況等について土地を管理する関係機関等に確認させていただき、配置等検討させていただきます。</p>
92	<p>2 土砂崩れや河川への土砂流入について</p> <p>風車の設置のために山を切ったり埋めたりするので、地盤が軟弱になることは避けられない。事業計画地域には県が指定する「土砂災害の危険性のある区域」は含まれていないが、西日本の集中豪雨では危険区域に指定されていない地域でも土砂崩れがあった。近年は、数十年に一度しか降らないような大雨が各地でたびたび降っているため、大雨などで土砂崩れが発生することは否定できないと思う。よって、集中豪雨時の影響も評価すべきである。</p> <p>また、集中豪雨などで、工事中や工事後に背戸峨廊などに土砂が流れ込み、景観が悪くなり観光資源を損ねる恐れがないか評価すべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり土砂災害の危険性のある区域に風力発電機を設置する計画はございませんが、大雨による土砂崩れのような災害が発生しないように安全に十分留意して設計・施工いたします。</p> <p>河川の水質への影響については、降雨時の濁水の流出を抑えるために沈砂池を設置します。沈砂池から河川までは十分に離隔が取れているため、沈砂池からの水は河川に到達する前に土壌に浸透し周辺の河川へ影響が及ばないものと考えております。</p> <p>工事後も、土木造成で発生した法面等は早期の緑化に努め、工事完了後も沈砂池は設置したままとする計画のため、濁水の流出は抑えられるものと考えております。</p>
93	<p>3 住民への説明はまだまだ十分とは言えない</p> <p>環境影響配慮書に対して福島県知事は「当該地域住民等に対して丁寧に説明し、十分な理解を得るように努めること」という意見を出している。これまで回覧板などで知らせながら方法書や準備書の住民説明会がなされてきたが、多くの住民はいまだに計画を知らない。今後も住民説明会を繰り返し行い、住民の意見を十分に聞き、修正なども加えていくべきである。</p>	<p>今後も説明会等を開き、皆様のご意見も十分にお聞きし、事業計画を検討していきたいと考えております。</p>

○地方公共団体の広報誌によるお知らせ

広報ひろの 2018年7月号(平成30年7月6日(金)発行 No.563)

「(仮称)阿武隈南部風力発電事業」に係る 環境影響評価準備書の縦覧と説明会についてのお知らせ

福島県の「阿武隈地域風力発電事業者選定公募」にもとづき、いわき市の屹兔屋山周辺といわき市、広野町および楢葉町の行政界の尾根の一部において風力発電の設置可能性の調査を行っています。

調査の一環として、環境影響評価法に基づき、調査、予測および評価の結果を記載した「環境影響評価準備書」の作成を行いました。

以下のとおり、「準備書」図書の、縦覧および説明会開催について、お知らせいたします。

●準備書の縦覧について

縦覧場所

広野町役場 復興企画課

いわき市役所本庁舎 1階市民ロビー

いわき市小川支所／四倉支所／

久之浜・大久支所

電子縦覧 <https://www.eco-power.co.jp/assess.html>

縦覧の期間

平成30年7月6日(金)～平成30年8月6日(月)

(いずれも土・日曜日および祝祭日を除く開庁日の午前8時30分～午後5時15分)

●説明会の開催について

日 時 平成30年7月19日(木)

午後6時30分～午後8時30分

場 所 広野町公民館 2階大会議室

●意見書の提出について

環境保全の見地からご意見がありましたら、ご芳名、ご住所を明記の上、ご提出いただきますよう、お願いいたします。

※意見書に記載される個人情報については、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には一切使用致しません。

意見書の受付期間

平成30年7月6日(金)～平成30年8月20日(月)

*郵送は当日消印有効

意見書の提出方法

上記の縦覧場所または説明会場に備え付けた投函箱への投函、下記の【お問い合わせ】への郵送および電子メールのいずれか。

問 エコ・パワー株式会社 事業開発部

担当 広渡・佐々木

〒141-0032 東京都品川区大崎1-6-1

TOC大崎ビルディング

☎03-5487-8560

電子メール jigyo-kaihatsu@eco-power.co.jp

広報かわうち 7月号 (平成30年7月1日(日)発行 No.632)

環境影響評価準備書の縦覧について

いわき市の屹兎屋山周辺といわき市、広野町及び檜葉町の行政界の尾根の一部における風力発電事業の計画について、事業者のエコ・パワー株式会社が「(仮称)阿武隈南部風力発電事業 環境影響評価準備書」の縦覧及び説明会を行います。

環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの書面に住所、氏名、意見(意見の理由含む)をご記入の上、意見書箱に投函ください。

<縦覧期間>平成30年7月6日(金)～8月6日(月)

■意見受付期間 平成30年7月6日(金)～8月20日(月)

■縦覧場所 川内村 総務課

<環境影響評価準備書についての説明会>

■場所と日時

①川内村コミュニティセンター 2階大ホール

平成30年7月23日(月) 18時30分～20時30分

②郡山市労働福祉会館 2階中ホール 福島県郡山市虎丸町7-7

平成30年7月17日(火) 18時30分～20時30分



■問合せ エコ・パワー株式会社(担当: 広渡 佐々木) ☎03-5487-8560

広報ならは折込お知らせ（平成 30 年 7 月 1 日（日））

「(仮称) 阿武隈南部風力発電事業」に係る
環境影響評価準備書の縦覧と説明会についてのお知らせ

エコ・パワー株式会社

弊社は、福島県の「阿武隈地域風力発電事業者選定公募」により本事業者となりました。

本事業は、いわき市の屹兎屋山周辺といわき市、広野町及び檜葉町の行政界の尾根の一部において風力発電機を設置するものであり、環境影響評価法に基づき、調査、予測及び評価の結果を記載した「環境影響評価準備書」の作成を行いました。

以下のとおり、「準備書」図書の、縦覧及び説明会開催について、お知らせ致します。

☆準備書の縦覧について

縦覧場所：檜葉町役場 1階くらし安全対策課

※その他、下記の場所でも縦覧を行います。

福島県庁西庁舎 8階生活環境部環境共生課／いわき市役所本庁舎 1階市民ロビー／いわき市小川支所／
いわき市四倉支所／いわき市久之浜・大久支所／広野町役場 2階復興企画課／川内村役場 1階総務課

縦覧の期間：平成 30 年 7 月 6 日（金）～平成 30 年 8 月 6 日（月）

（いずれも土・日曜日及び祝祭日を除く開庁日の 8 時 30 分～17 時 15 分）

☆説明会の開催について

○檜葉町コミュニティセンター 2階大会議室 平成 30 年 7 月 22 日（日） 14 時～16 時

○いわき市社会福祉センター 5階大会議室 平成 30 年 7 月 16 日（月） 14 時～16 時

※その他、下記の日時と場所でも説明会を行います。

・郡山市労働福祉会館 2階中ホール 7/17（火）18 時 30 分～20 時 30 分
・広野町公民館 2階大会議室 7/19（木）18 時 30 分～20 時 30 分
・小川公民館 7/20（金）18 時 30 分～20 時 30 分
・戸渡集会所 7/22（日）9 時 00 分～11 時 00 分
・川内村コミュニティセンター 2階大ホール 7/23（月）18 時 30 分～20 時 30 分

☆意見書の提出について

環境保全の見地からご意見がありましたら、ご芳名、ご住所を明記の上、ご提出いただきますよう、お願い致します。

※意見書に記載される個人情報については、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には一切使用致しません。

意見書の受付期間：平成 30 年 7 月 6 日（金）～平成 30 年 8 月 20 日（月）*郵送は当日消印有効

意見書の提出方法：上記の縦覧場所又は説明会場に備え付けた投函箱への投函、

下記の【お問い合わせ先】への郵送及びEメールのいずれか。

【お問い合わせ先】

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-6-1

TOC 大崎ビルディング

エコ・パワー株式会社

事業開発部 1 部 担当：佐々木 広渡

TEL : 03-5487-8560

電子メール : jigyo-kaihatsu@eco-power.co.jp



（写真は、弊社の会津若松ウィンドファーム）

いわき市小川町地区の自治会への回覧お知らせ（平成 30 年 6 月 20 日（水））

回 覧

「(仮称)阿武隈南部風力発電事業」に係る
環境影響評価準備書の縦覧と説明会についてのお知らせ

エコ・パワー株式会社

弊社は、県の「阿武隈地域風力発電事業者選定公募」により本事業者となりました。

現在、いわき市の屹兔屋山、猫鳴山周辺といわき市と広野町、檜葉町の行政境の尾根部分で風力発電事業を計画しています。

その可能性調査の一環として、環境影響評価法に基づき、「環境影響評価準備書」の作成を行いました。本「準備書」は、環境調査の結果を踏まえて、環境影響の有無や程度の予測及び評価等を取りまとめた図書となります。

そこで、本「準備書」の縦覧及び説明会を以下の通り実施しますので、お知らせ致します。

☆準備書の縦覧について

縦覧場所：いわき市役所 小川支所 / いわき市役所 本庁舎 1階市民ロビー
いわき市役所 四倉支所 / いわき市役所 久之浜・大久支所

※その他、下記の場所でも縦覧を行います。

〔 福島県庁西庁舎 8階 生活環境部環境共生課 / 広野町役場 復興企画課
檜葉町役場 暮らし安全対策課 / 川内村役場 総務課 / エコ・パワーホームページでの電子縦覧 〕

縦覧の期間：平成 30 年 7 月 6 日（金）～平成 30 年 8 月 6 日（月）

（いずれも土・日曜日及び祝祭日を除く開庁日の 8 時 30 分～17 時 15 分）

☆説明会の開催について

○日時：平成 30 年 7 月 20 日（金） 18 時 30 分～20 時 30 分

○場所：いわき市立小川公民館 2階講堂

※その他、下記の日時と場所でも説明会を行います。

〔 ・いわき市社会福祉センター 5階大会議室 7/16（月）14時00分～16時00分
・郡山市労働福祉会館 2階中ホール 7/17（火）18時30分～20時30分
・広野町公民館 2階大会議室 7/19（木）18時30分～20時30分
・戸渡集会所 7/22（日）9時00分～11時00分
・檜葉町コミュニティセンター 大会議室 7/22（日）14時00分～16時00分
・川内村コミュニティセンター 2階大ホール 7/23（月）18時30分～20時30分 〕

☆意見書の提出について

環境保全の観点からご意見がありましたら、ご芳名、ご住所を明記の上、ご提出いただきますよう、お願い致します。

※意見書に記載される個人情報については、本件についてのみ使用し、それ以外の目的には一切使用致しません。

意見書の受付期間：平成 30 年 7 月 6 日（金）～平成 30 年 8 月 20 日（月）*郵送は当日消印有効

意見書の提出方法：縦覧場所又は説明会場に備え付けた投函箱への投函、

以下の【お問い合わせ先】への郵送又はEメールのいずれか。

【お問い合わせ先】

〒141-0032 東京都品川区大崎 1-6-1

TOC 大崎ビルディング

エコ・パワー株式会社

事業開発部 担当：広渡 佐々木

TEL : 03-5487-8561

電子メール：jigyo-kaihatsu@eco-power.co.jp



（写真は、弊社の会津若松ウィンドファーム）

○インターネットによる「お知らせ」

福島県のホームページ (1/3)

2018/8/29

(仮称)阿武隈南部風力発電事業 - 福島県ホームページ

[ホーム](#) > [分類でさがす](#) > [くらし・環境](#) > [自然・環境](#) > [環境保全対策](#) > [環境影響評価実施案件](#) > (仮称)阿武隈南部風力発電事業**(仮称)阿武隈南部風力発電事業**[通常ページへ戻る](#) 掲載日：2018年7月6日更新

〈更新情報〉

平成30年7月6日(金)、環境影響評価準備書が公告・縦覧開始されました。

事業の名称	(仮称)阿武隈南部風力発電事業	
事業者	エコ・パワー株式会社	
事業の種類	風力発電所設置事業	
事業の実施区域	屹兔屋山とその南側支稜及び西側支稜を含む福島県いわき市、双葉郡広野町及び楡葉町の行政界付近の山稜上	
事業の規模	出力	最大175,000キロワット
関係地域(※)	福島県いわき市、双葉郡川内村、広野町及び楡葉町	
配慮書	公告日	
	縦覧期間	
	縦覧場所	
	意見書提出期間	
方法書	福島県環境影響評価審査会	開催日
	知事意見	通知日
	公告日	平成29年1月13日(金)
	縦覧期間	平成29年1月13日(金)～平成29年2月13日(月)
	意見書提出期間	平成29年1月13日(金)～平成29年2月27日(月)
説明会の開催	日時	(1) 平成29年1月23日(月) 午後7時～8時
		(2) 平成29年1月24日(火) 午後7時～8時
	場所	(3) 平成29年1月26日(木) 午後7時～8時
		(4) 平成29年1月29日(日) 午前9時30分～10時30分
		(5) 平成29年1月29日(日) 午後2時～午後3時
		(1) 郡山市労働福祉会館(郡山市虎丸町7-

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/eia-zisshianken/eia-anken-law-20.html>

1/3

○インターネットによる「お知らせ」
福島県のホームページ (2/3)

2018/8/29	(仮称)阿武隈南部風力発電事業 - 福島県ホームページ 7)	
	(2) 川内村コミュニティセンター (川内村大字上川内字小山平15) (3) 広野町公民館 (広野町中央台1-1) (4) 楡葉町役場 (楡葉町大字北田字鐘突堂5-6) (5) いわき市社会福祉センター (いわき市平字菱川町1-3)	
	意見数	14通
	福島県環境影響評価審査会	開催日 平成29年1月30日(月) (事業者説明) 平成29年6月16日(金) (答申(案)審議) 議事概要 [PDFファイル/308KB]
	知事意見	通知日 平成29年6月26日(月)本文 [PDFファイル/402KB]
準備書	公告日	平成30年7月6日(金)
	縦覧期間	平成30年7月6日(金)～平成30年8月6日(月)
	意見書提出期間	平成30年8月20日(月)
	日時	(1) 平成30年7月16日(月) 午後2時～午後4時 (2) 平成30年7月17日(火) 午後6時30分～午後8時30分 (3) 平成30年7月19日(木) 午後6時30分～午後8時30分 (4) 平成30年7月20日(金) 午後6時30分～午後8時30分 (5) 平成30年7月22日(日) 午前9時～午前11時 (6) 平成30年7月22日(日) 午後2時～午後4時 (7) 平成30年7月23日(月) 午後6時30分～午後8時30分
	説明会の開催	(1) いわき市社会福祉センター (いわき市平字菱川町1-3) (2) 郡山市労働福祉会館 (郡山市虎丸町7-7) (3) 広野町公民館 (広野町中央台1-1)
	場所	(4) いわき市立小川公民館 (いわき市小川町上小川字下広門4-2) (5) 戸渡集会所 (いわき市小川町上小川字上戸渡4-1) (6) 楡葉町コミュニティセンター (楡葉町大字北田字鐘突堂5-4) (7) 川内村コミュニティセンター (川内村大字上川内字小山平15)
	意見数	
http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/eia-zisshianken/eia-anken-law-20.html		2/3

○インターネットによる「お知らせ」

福島県のホームページ (3/3)

2018/8/29	(仮称)阿武隈南部風力発電事業 - 福島県ホームページ	
	公聴会の開催	-
	福島県環境影響評価審査会	開催日
	知事意見	通知日
評価書	公告日	
	縦覧期間	
工事着手の届出		
工事完了の届出		
事後調査報告書	公告日	
	縦覧期間	
対象事業の廃止等		
備考	本事業は、「(仮称)福島阿武隈風力発電構想」として計画段階環境配慮書の手続きがなされた後、平成28年8月17日付けで一部の事業承継をしたものです。	
(※) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域		
このページに関するお問い合わせ先		
環境共生課 環境影響評価担当		
〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16		
Email kyousei@pref.fukushima.lg.jp Tel : 024-521-7250 Fax : 024-521-7927 電子メールでのお問い合わせはこちらから		
http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/eia-zisshianken/eia-anken-law-20.html		
		3/3

○インターネットによる「お知らせ」
いわき市のホームページ (1/2)

2018/7/10
環境影響評価 | いわき市役所



音声読み上げ
表示色
文字サイズ

サイトマップ
Foreign language

よくある検索キーワード
[マイナンバー](#) [避難所](#) [休日当番医](#)

[トップページ](#) > [くらし・地域](#) > [ごみ・環境](#) > [環境保護](#) > [環境保全対策・お知らせ](#) > 環境影響評価

環境影響評価

ツイート
いいね! 0
シェア
LINEで送る
問い合わせ番号: 14507-5168-9820
更新日: 2018年7月6日

環境影響評価（環境アセスメント）制度について

環境影響評価（環境アセスメント）制度とは、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする者が、事業の実施前に、住民、市町村、県等が参加する一連のを通して、その事業が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討することにより、その事業を環境保全上より望ましいものとしていく仕組みです。

我が国の環境影響評価制度は、昭和59年に閣議決定された環境影響評価実施要綱などにより運用されてきましたが、平成9年6月に「環境影響評価法」が制定され、平成11年6月から全面施行されました。

福島県では、平成3年7月に環境影響評価要綱を施行し、ゴルフ場等を対象に運用してきましたが、環境影響評価法の制定等を踏まえ、評価の対象となる事業の範囲を拡大するなど制度の大幅な充実を図り、平成10年12月に「福島県環境影響評価条例」を制定しました。

現在、縦覧を行っている事業について

ライフメニューから探す

妊娠・出産

子育て

入園・入学

結婚・離婚

引越し・住まい

就職・退職

○インターネットによる「お知らせ」

いわき市のホームページ (2/2)

2 (仮称) 阿武隈南部風力発電事業環境影響評価準備書

●縦覧期間

平成30年7月6日(金)～8月6日(月)
(土・日・祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで)

●市内の縦覧場所

いわき市役所 本庁舎1階 市民ロビー(平字梅本21)
小川支所(小川町高萩字下川原15-6)
四倉支所(四倉町字西四丁目11-3)
久之浜・大久支所(久之浜町久之浜字中町32)
福島県いわき地方振興局 県民部県民生活課(平字梅本15)

●事業者ホームページ [事業者ホームページはこちら](#)

●意見書の提出

準備書について、環境保全の見地からの意見をお持ちの方は、各縦覧場所に設置された用紙などに記載事項を記入の上、備え付けの意見箱に投函いただくか、郵送により期限内に提出先まで提出してください。

●意見書の記載事項

1. 提出者の氏名及び住所
2. 準備書に対する環境保全の見地からの意見(理由も含めて記載してください。)

●意見書の提出期限

8月20日(月)(当日消印有効)

●意見書の提出先及び問合せ先

エコ・パワー株式会社
〒141-0032 東京都品川区大崎1-6-1 TOC大崎ビルディング
電話:03-5487-8561

●住民説明会を開催する場所・時間

1. 7月16日(月) 午後2時～
社会福祉センター 5階大会議室(平字菱川町1-3)
2. 7月20日(金) 午後6時30分～
小川公民館 2階講堂(小川町上小川字下広門44-2)
3. 7月22日(日) 午前9時～
戸渡集会所(小川町上小川字上戸渡40-1)

 お問い合わせ

生活環境部 環境企画課
電話番号:0246-22-7441
ファクス番号:0246-22-7599

○環境影響評価準備書の電子縦覧

エコ・パワー株式会社のホームページ (1/2)

「(仮称)阿武隈南部風力発電事業 環境影響評価準備書」の公表について

2018.07.06

「(仮称)阿武隈南部風力発電事業 環境影響評価準備書」の公表について

2018年7月6日

エコ・パワー株式会社

「(仮称)阿武隈南部風力発電事業 環境影響評価準備書」(以下、準備書)を、環境影響評価法に基づき公表します。

- ・準備書は、2018年7月6日(金)～2018年8月6日(月)の間中は閲覧が可能です。
ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。
- ・準備書に掲載される情報(文書、資料、画像等を含む)に関する著作権は、当社、原作者、またはその他の権利者に帰属しており、各国の著作権法、各種条約及びその他の法律で保護されています。
個人の私的使用、その他著作権法によって認められる範囲を超えて、著作権者及びその他の権利者の許諾を得ることなく、これらの情報を使用(複製、改変、提示、配布、サイトへの転載等を含む)することは、著作権法により禁止されておりますので、事前に当社にご連絡の上、許諾を得ていただくようお願いいたします。
- ・閲覧時のブラウザは、Internet Explorer を推奨します。
(以下の<準備書の公表>に示したリンクより閲覧いただけます。)

<準備書の公表>

[表紙・目次](#)

[第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[第2章 対象事業の目的及び内容](#)

[第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況](#)

[第4章 対象事業に係る計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果](#)

[第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解](#)

[第6章 方法書についての意見と事業者の見解](#)

[第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告](#)

[第8章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法](#)

[第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言](#)

[第10章 環境影響評価の結果](#)

[第11章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地](#)

[第12章 その他環境省令で定める事項](#)

[参考資料](#)

[要約書](#)

[環境影響評価準備書に対する意見書の提出について・意見書様式](#)

○環境影響評価準備書の電子縦覧

エコ・パワー株式会社のホームページ (2/2)

<準備書の縦覧>

縦覧場所：福島県庁 西庁舎八階生活環境部環境共生課（福島県福島市杉妻町2-16）
 いわき市役所 本庁舎1階市民ロビー（福島県いわき市平字梅本21）
 いわき市小川支所（福島県いわき市小川町高萩字下川原15-6）
 いわき市四倉支所（福島県いわき市四倉町字西4-11-3）
 いわき市久之浜・大久支所（福島県いわき市久之浜町久之浜字中町32）
 広野町役場 2階復興企画課（福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替35）
 楢葉町役場 1階くらし安全対策課（福島県双葉郡楢葉町大字北田字鐘突堂5-6）
 川内村役場 1階総務課（福島県双葉郡川内村大字上川内字早渡11-24）

縦覧期間：2018年7月6日（金）から2018年8月6日（月）
 時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日及び祝祭日を除く。）

<準備書説明会の場所及び日時>

- ・2018年7月16日（月）午後2時～午後4時
 いわき市社会福祉センター 5階大会議室（いわき市平字菱川町1-3）
- ・2018年7月17日（火）午後6時30分～午後8時30分
 郡山市労働福祉会館 2階中ホール（郡山市虎丸町7-7）
- ・2018年7月19日（木）午後6時30分～午後8時30分
 広野町公民館 2階大会議室（双葉郡広野町中央台1-1）
- ・2018年7月20日（金）午後6時30分～午後8時30分
 いわき市立小川公民館 2階講堂（いわき市小川町上小川字下広門44-2）
- ・2018年7月22日（日）午前9時～午前11時
 戸渡集会所（いわき市小川町上小川字上戸渡40-1）
- ・2018年7月22日（日）午後2時～午後4時
 楢葉町コミュニティセンター 大会議室（双葉郡楢葉町大字北田字鐘突堂5-4）
- ・2018年7月23日（月）午後6時30分～午後8時30分
 川内村コミュニティセンター 2階大ホール（双葉郡川内村大字上川内字小山平15）

<お問い合わせ先>

エコ・パワー株式会社 事業開発部（担当：広渡、佐々木）
 電話：03-5487-8561
 時間：午前9時00分から午後5時30分まで（土・日曜日及び祝祭日を除く。）

